福祉保健生活環境委員会会議記録

1 日 時

平成29年3月23日(木) 午前10時00分から 午後 3時05分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

衞藤明和、井上明夫、近藤和義、守永信幸、平岩純子、吉岡美智子、荒金信生、 森誠一

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

衛藤博昭、吉冨英三郎、古手川正治、羽野武男

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第12号議案及び第22号議案から 第31号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。 継続請願8、継続請願9及び継続請願23については、いずれも賛成少数をもって不採 択とすべきものと決した。

請願26については採択すべきものと、継続請願24については継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。

- (2) 第17号議案及び第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 第4次大分県DV対策基本計画の策定について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びり ん含有量に係る総量削減計画の策定について、大規模改修工事の進捗状況について及び県 立病院精神医療センター(仮称)整備に係る用地についてなど、執行部から報告を受け た。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介 政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時:平成29年3月23日(木)10:00~

場所:第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10:00~12:00

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成29年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 28号議案 美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について

第 29号議案 特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について

第 30号議案 大分県環境影響評価条例の一部改正について

- (2)諸般の報告
 - ①第4次大分県DV対策基本計画の策定について
 - ②化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定について
 - ③平成28年度青少年のネット利用実態調査結果について
 - ④国立公園満喫プロジェクトの推進について
 - ⑤牛海面状脳症(BSE)検査の見直しについて
 - ⑥防災ヘリコプターの更新について
- (3) その他

3 病院局関係

13:00~14:00

(1) 合議案件の審査

第 17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

(2)付託案件の審査

第 12号議案 平成29年度大分県病院事業会計予算

第 31号議案 権利の放棄について

- (3) 諸般の報告
 - ①大規模改修工事の進捗状況について
 - ②県立病院精神医療センター (仮称) 整備に係る用地について
- (4) その他

4 福祉保健部関係

14:00~15:30

(1) 合議案件の審査

第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2)付託案件の審査

第 1 号議案 平成 2 9 年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 3号議案 平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 22号議案 公立大学法人大分県立看護科学大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

第 23号議案 大分県がん対策推進条例の一部改正について

第 24号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について

第 25号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

第 26号議案 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部改正について

第 27号議案 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について

継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて

継続請願 23 大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで 拡充を求めることについて

継続請願 2.4 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見 書の提出について

請願 26 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書の提出について

(3) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

15:30~15:40

別 紙

会議の概要及び結果

衞藤委員長 ただいまから福祉保健生活環境 委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分 科会も併せて行いますので、御了承願います。 また、本日は委員外議員として、衛藤議員、 吉富議員、古手川議員、羽野議員に出席いた だいております。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、 委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を 受けた後、長時間にわたらないよう、要点を 簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案13件、請願1件及び前回、継続審査となりました継続請願4件並びに総務企画委員会から合議のありました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査を行います。

初めに、付託案件の審査を行います。

第1号議案平成29年度大分県一般会計予 算のうち、生活環境部関係部分について、執 行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、生活 環境部関係についてでございます。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に御説明申し上げた事業以外の事業について、各課室長から簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。資料は生活環境部予算概要でございます。

よろしくお願いします。

望月生活環境企画課長 お手元の生活環境 部予算概要の10ページをお開き願います。

生活環境企画課の主な事業について御説明 させていただきます。左上の事業名欄の上か ら2番目、高齢者交通安全対策推進事業費1 85万9千円でございます。

この事業は、県内の交通事故発生件数が1 2年連続で減少する中、高齢者による加害・ 被害交通事故が高い割合を占めています。これらを抑止するために取り組んでいるものであります。

まず、1つは高齢運転者の免許自主返納を 促進するため、自主返納した高齢者に特典を 付与するサポート加盟店の拡大及び周知を図 っております。

併せて、高齢者自身に現状の運動、判断能力を知っていただく参加型のいきいき交通安全体験講座を県警、市町村とともに開催しまして、高齢者の交通安全意識の高揚を図っているところでございます。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、うつくし作戦推進課の主な事業について御説明いたします。

資料の23ページをお願いいたします。

事業名欄、3R普及推進事業費890万7 千円でございます。

この事業は、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進を通じて循環型社会の構築に向けた取組を行うものでございます。

右の事業概要欄二重丸の上から4番目、新たなライフスタイルの提案による3Rの推進に要する経費でございますが、修理して大切に使っている物のフォトエッセイコンテストの実施や古着等を活用したリメイクデザインを募集いたしまして、県主催の環境イベント等で展示を行うほか、コンビニエンスストアにおけるマイバッグ利用促進のキャンペーンを実施いたします。

また、食品ロス対策といたしまして、宴会開始後30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しんでいただく30・10運動の取組などを推進いたしまして、県民の環境意識の醸成を図ってまいります。

山崎自然保護推進室長 自然保護推進室の主 な事業について御説明いたします。

24ページを御覧ください。事業名欄の真ん中、生物多様性保全推進事業費650万2

千円でございます。

豊かな自然の基盤である生物多様性を保全するため、特に保護を図る必要があるとして 県が指定しました指定希少野生動植物の保全 活動への支援や、豊かな生態系が残る次世代 に残したい地域を選定し、その保全策を検討するほか、生物多様性の講演会など自然保護 啓発イベントを開催いたします。また、外来 生物の地域における防除体制の構築を支援するとともに、小学生向けの生物多様性のパンフレットを作成し、子供に対する普及啓発に 努めます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 県民生活 ・男女共同参画課の主な事業につきまして、 御説明いたします。

3 4ページをお願いいたします。

事業名欄の1番上、DVのない社会づくり 推進事業費577万7千円でございます。

後ほど、諸般の報告で説明させていただきますが、来年度からスタートする第4次大分県DV対策基本計画において、DV被害者の自立支援や、暴力根絶のための啓発に積極的に取り組むこととしております。

そのため、予算特別枠を活用いたしまして、 弁護士や臨床心理士によるサポートの実施や、 11月の女性に対する暴力をなくす運動期間 におけるキャンペーンの展開などを新たに盛 り込んでおります。

このような取組をしっかりと進めまして、 計画が目指す配偶者等からの暴力のない社会 を実現していきたいと考えております。

徳野私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課の主な事業について御説明します。

41ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、私立学校ICT 教育環境整備促進事業費1千万円です。

教育の情報化が進む中、この事業は、県内の私立学校のICT環境整備――パソコン・電子黒板等でございますが、更に促進させるために対象事業費の国庫補助2分の1に、県単独で6分の1の上乗せ補助を実施するものでございます。

私立の高等学校15校のうち、29年度は 5校の申請を想定しています。

佐伯食品安全・衛生課長 食品安全・衛生課 の主な事業について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、HACCP推進 事業費350万6千円です。

この事業は、食品の製造・加工における衛生管理の手法であるHACCPを推進するため、講習会や現地指導を行い、取組事業者や実践者の育成を行うものです。

また、2019年ラグビーワールドカップ 開催を控え、また、インバウンドを下支えす るという意味からも、特にホテル・旅館にお けるHACCP導入を推進するため、ガイド ラインの作成やモデル事業を行っていきます。 中西環境保全課長 環境保全課の主な事業に ついて御説明します。

60ページをお願いします。

事業名欄の上から3番目、公営水道運営基盤強化推進事業費1,607万円です。

水道事業は、施設の老朽化や人口減少による収益悪化など運営基盤を揺るがす多くの課題を抱えております。中小規模の水道事業が多い本県では、個々の水道事業体のみでの解決が困難な状況となっております。

この事業では、運営基盤強化の有力な方策 である広域連携に向けた検討を促進するため、 連携の形態ごとにメリットデメリットの分析 などを行い、公営水道の基盤強化を推進しま す

森下廃棄物対策課長 廃棄物対策課の主な事業につきまして、御説明いたします。

予算概要の65ページをお願いいたします。 事業名欄上から3番目、廃棄物不法投棄防 止対策事業費5,427万6千円です。

この事業は、生活環境の保全を図るため、 市町村が行います不法投棄防止対策事業に対 し、経費助成を行うとともに、産業廃棄物監 視員による監視活動や不法投棄防止用フェン スを設置することで、不法投棄をしにくい環 境づくりを進めるものでございます。 また29年度は新たに、県外からの車両通 行が多い西部保健所管内におきまして、廃棄 物運搬車両への検問を実施するなど、廃棄物 適正処理に向けた普及啓発にも積極的に取り 組みます。

法華津防災危機管理課長 防災危機管理課の 主な事業につきまして御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

事業名欄の1番下、国民保護対策事業費9 50万9千円でございます。

この事業は、平成31年に大分県でも開催が予定されておりますラグビーワールドカップ2019を念頭に置きまして、会場であります大分銀行ドームでのテロ発生を想定した国民保護実動訓練を国との共同により実施するものでございます。

田邉防災対策室長 防災対策室の主な事業に ついて御説明いたします。

予算概要 7 5 ページをお願いいたします。 事業名欄の1番下、県庁防災体制強化事業 費 2,301万5千円です。

この事業は、災害時において県の災害対策 本部等が効果的に機能し、応急対策業務を迅 速かつ的確に実践できるよう、各施策を実施 するものでございます。

今回の熊本地震の検証を踏まえ、南海トラフ巨大地震など大規模災害を想定した総合防災訓練の実施や関係機関との連携会議などを行うとともに、平成23年度に県と市町村との災害情報共通ツールとして整備をいたしました防災ポータルサイトの保守管理及びこのシステムの更新に向けた検討なども進めてまいります。

神志那消防保安室長 消防保安室の主な事業 につきまして御説明します。

予算概要78ページをお開き願います。

事業名欄の1番上、消防力強化推進事業費 605万6千円です。

この事業は、消防力を強化するため、非常 備消防である消防団員等の確保対策、消防思 想の普及宣伝等を行うとともに、常備消防の 機能強化を図るものです。 右の事業概要の上から5番目、緊急消防援助隊航空部隊の地上支援活動隊員の結成に要する経費では、大規模災害時に緊急消防援助隊の受援が必要となった場合、多数の防災へリの受入れ・誘導に地上要員が必要となりますので、消防団員等を対象に研修や実技訓練を実施し、地上支援活動隊員として育成・登録を行います。

また、その下、消防思想の普及・宣伝に要する経費では、小中学生等の若年層に対して消防思想の普及・宣伝活動を企画運営できる人材の育成・登録を行う地域消防アドバイザー育成・登録事業を新たに実施し、将来の消防団員や地域防災を担う人材の確保を図ります。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 人権・同 和対策課の主な事業について御説明します。

予算概要の84ページをお願いいたします。 事業名欄の1番下、人権啓発推進事業費2, 159万3千円でございます。

この事業は、県民へ人権尊重の理念の普及 とその理解を深めることを目的として、様々 な手法や媒体を活用しながら、人権啓発活動 を実施するものです。

事業概要の欄の1番下、県が実施する啓発 事業に要する経費では、人権啓発フェスティ バルの開催のほか、差別をなくす運動月間の 県民講座等において啓発を実施いたします。 29年度は特に、昨年12月の部落差別の解 消の推進に関する法律の施行を受け、日本国 憲法の理念にのっとり、部落差別は許されな いものであるとの認識の下、法制定の意義を 広く県民に周知し、同和問題の解消に向けて 取り組んでいくこととしております。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

平岩委員 23ページのレジ袋の件なんですけれども、今、コンビニにも取り組むということで大事なことだなというふうに思うんですね。昨日買物をしていまして、デパートは全然これに関わらないのかなと。デパートでレジ袋が削減されると随分いいなと思うんで

すが、デパートと言えば大分県は1つしかありませんけど、やっぱりブランドにこだわるからそういうことはやらないのかなと思いながら、デパートが取り組むとまた違うし、地階の中に、マイバッグを持った人たちがうろうろするというのもいい光景だなと思いながら私も見ていたんですけど、デパートへのアプローチはどうなのかなというところを1点教えてください。

それから、78ページの消防力のことなん ですけれど、私が議員になって、私の近くの 地域で4回火事がありました。これは地域の 消防団にとっては不名誉なことかもしれませ んけれども、この前も先週金曜日に火事があ って、余りにも車がたくさん行くからどうし たのかなと思って調べたらすぐ近くだったん ですね。慌てて行って、ずっと見ていたんで すけど、消防の人の活躍よりも、やっぱり消 防団の活躍ってすごいんですね。あれみんな 見ていたら本当に頭が下がるし、みんな消防 団に入らなければって思うなというふうに思 いました。最初から最後まで見届けるまでず っといらっしゃるし、そのとき圧が低かった ものですから、消火栓から水が取れなくて、 川にホースを引いてそこからいっぱいつない で、そして水を供給して、それでもなかなか 消えなかったんですけれども、やっぱり消防 団は本当に大切だなというのを実感しました ので、是非この消防団に皆さんが興味関心を 持ってやっていけるような取組を、緊急対策 事業費補助もありますけれども、是非お願い したいと思います。

以上です。

梶原うつくし作戦推進課長 レジ袋の関係で、デパートへのアプローチという御質問でございますが、某デパートの系列の食品スーパーさんは、実はこの取組、協定に御参加いただいておりまして、例えば別府店の地下はその系列のスーパーさんが入っておりますので、レジ袋の削減に、協定に基づいて御協力を頂いているということでございます。

一方、私ども、今やはり課題と捉えており

ますのは、ホームセンターさんだとかドラッグストアさん、こちらの方は、やはりレジ袋の無料配布の枚数も非常に多いということで、引き続き来年度、それぞれ統括するところに呼び掛けをしまして、1つでも、1事業所でも多く御協力いただけるように取組を広げてまいりたいというふうに考えております。

神志那消防保安室長 私たちも、消防団は地域防災の要と考えておりまして、消防は、市町村の最も基本的な重要な分野でありますことから、地方交付税だとか各種補助金、地方債などの制度で国が積極的に支援しているところでございます。

大分県といたしましても、国に対してしっかり消防団員の処遇改善とかの要望をいたしておりますし、また、本県といたしましても、消防団応援の店を推進することで、消防団の入りやすい状況、環境を引き続き整備してまいりたいと考えております。

平岩委員 ありがとうございました。レジ袋の件ですけど、確かに同じ系列のスーパーでも、そこにドラッグストアが入っていたりすると、そのスーパーがレジ袋が出てきたりとかするんですね。ああ、違うんだなと思うんですけと、全国のデパートで、デパ地下でレジ袋廃止というようなところはないんですかね。

梶原うつくし作戦推進課長 全国的に、大分 県と同じような取組をしている県が、大分を 除いて20ほどございますが、ちょっとその デパ地下の方でレジ袋の取組というところま では承知しておりませんが、先ほど申しまし たように、別府店の地下は食品系のスーパー さんが今入っておりますので、そちらの方で は取組をしていただいているということでご ざいます。

平岩委員 分かりました。

衞藤委員長 ほかに。

吉岡委員 2点教えていただきたいと思います。

1つは、10ページにあります、事業名が 高齢者交通安全対策推進事業費なんですが、 先ほど御説明の中に、高齢者運転者の方が免許自主返納をしたときに、特典の付与ができる店舗の拡充をされるということだったんですけど、これは、例えば各店舗が名乗りを上げたときに、その店舗にも何か利点とか、そういうのがあるのかどうかですね。これは、市町村が推進して県と連携するのか、推進の仕方を教えていただきたいと思います。

それともう1つは、先般御説明があったんですけど、33ページの女性の活躍推進事業費の中でマル特の、今回、託児サービス委託料、これが全県下の市町村でされるというふうにお聞きしました。今までは、大分、別府、中津だけだったと思うんですけど、これは、県が直でされるんですかね。市町村と連携してされるのか、それを教えてください。お願いします。

望月生活環境企画課長 自主返納のサポート店なんですが、これはお店で割引をしていただいたりとか、それから荷物を配達していただくとか、そういうお店を県でお店に声かけをしまして、当然、県だけじゃできませんので、交通安全協会とかそういうところのお力を借りながら拡大してきおりまして、今年度末で一応今580ちょっとあります。

お店の方のメリットとしましては、県は、 そういう店舗を県のホームページは当然なが ら毎年パンフレットを印刷しまして、各自治 会とかそういうところにお配りをさせていた だいて、免許を返納したらこういう特典があ りますよということで、免許返納のきっかけ 作りという形でさせていただいております。

お店は、ホームページとかチラシ等で、広 く高齢者の方々を支援している店だというこ とで、広報啓発という形でお返しをさせてい ただいているという状況でございます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 働きたい 女性のための託児サービス事業のやり方、方 法について説明をいたします。

委員おっしゃいましたように、現在はアイネスと別府のあす・べっぷ、それから、中津市の市教育福祉センターで、アイネスはもち

ろんですが、それぞれ場所を借りて、そこに 託児サポーターを配置して託児サービスを行 っております。これを来年度は拡充をいたし ます。

まず、アイネスにつきましては、預かる時間を延長するということで拡充をいたします。その他の市町村、今は別府市と中津市の2か所しか実施しておりませんので、これを全県下の市町村に拡充するということで、その方法としましては、保育施設の一時預かり事業、これを活用いたします。一時預かりには利用料がかかります。その分を県が負担するということで実施していきたいと考えております。

今現在、各市町村の男女共同参画担当課、 また保育の担当課と協議を進めておりまして、 個別の保育施設と実施できる保育施設を順次 確保しているところでございます。

吉岡委員 どうもありがとうございました。

先ほどの高齢者の自主返納は、各自治体でも、自主返納したら1万円分のタクシー券とか、それは一時的なものなんですが、今回みたいに店舗が拡充して割引とかになって、これが広がればいいなと思っております。期待しておりますが、交通の手段がなくなるというのは高齢者の方の1番の言い分なので、そこら辺はこの課ではありませんけど、この施策が十分周知されることをお願いしておきます

それから、託児サービス委託料については、 これは本当に有り難いことなので、どんどん 推進していただきたいとお願いします。

衞藤委員長 ほかに。

守永委員 若干、平岩委員や吉岡委員との関連もあるんですけれども、10ページの高齢者交通安全対策推進事業費の中で、いきいき交通安全体験講座を開催していきますというお話があったんですけれども、今年度、大体どのくらいの、何か所ぐらいやっていくのかなというのが1つと、その事業で先ほど、サポート店のメリットとしては名称が紹介されるよと、いわゆる広告になりますよという話だったんですけれども、その名称が広報され

る、その広報の在り方として名前だけが載る 形なのか、それともこういうサービスを行っ ているお店ですよというところまで踏み込ん だ内容となっているのか教えてください。

それと、23ページの3R普及推進事業費で、先ほど某デパートのお話はあったんですけれども、コンビニにおけるマイバッグの利用促進については、これまでもコンビニそのものが、やはりマイバッグを持ってきてというのが大変だということなのと、コンビニそのものが、チェーン店ではあるけれども、1つ1つのオーナーは違うという状況があると思うんですが、その辺の対策も含めてどのように取り組まれる予定なのかを教えてください。

それともう1点が、41ページの私学振興費の関係で、私立におけるICTの推進ということでのお話ですけれども、今、客観的に見て、私立と公立とでこのICTの分野ではどっちが進んでいるのかなというのがもし分かれば教えてください。

望月生活環境企画課長 今、いきいき交通安 全体験講座のお尋ねでございます。

28年度は、県内18市町村全ての箇所に、 市だけ2か所で、合わせて20か所で、参加 された方が1,825人です。ちなみに、2 7年度は同じく20か所で1,759人です ので、今年はちょっと人数が増えております。

どういう方をお呼びするかといいますと、 市町村にお願いしまして、老人会とか、そう いうお世話をされている方の代表の方とかに 来ていただいて、そういう方々に経験を積ん でいただいて、戻られて老人会の方々にお話 をしていただければということでこういう講 座を開いております。

それから、サポート店のパンフレットなんですが、今年度に作ったのが見開きで8ページぐらいになりまして、サービスの内容まで書きました。市町村ごとに店舗を並べてサービスの内容を書いたら、文字が多くてやっぱり高齢者の方に不評でありましたので、来年はもう少し簡略化して、店舗名と、詳細はお

尋ねくださいというぐらいに簡略化をしようかと思っています。どうしてもやっぱりページが8ページになるぐらい、600弱ありますので、細かな字になってしまって高齢者の方に優しくないので、来年は優しいパンフレットにしたいと思っています。

梶原うつくし作戦推進課長 コンビニでのレジ袋削減対策の取組についてお答えいたします。

10月の1か月間を強化月間と定めまして、 今県内にメジャー3社、それから少数の店舗 も含めまして約460店舗コンビニがござい ますが、一応この全ての店舗に御協力をもう 既に取り付けさせていただいておりまして、 この10月の1か月間、強化月間ということ で、私どもの方で予算を頂きましたら、コンビニ用のエコバッグだとか、各店舗に掲げて いただく幟旗だとか、それからチラシ、ごう したものを作りまして、今なかなかコンビニ の方でそういうマイバッグの持参というのは ないんですけど、特に若い方向けにこうした 啓発の強化を考えております。

それから、先ほど委員から、直営店、それからフランチャイズ店のということでお話がありましたが、先ほど申しましたように、県内に立地している460店舗、全て御協力を頂けるということでお話ができておりますので、4月以降、10月の強化月間に向けて準備をしていきたいと思います。

それからもう1つ、大分県庁の店舗と、それから大分市役所の店舗では、もう少し踏み込んだ取組を今検討させていただいておりますので、また取組の直前になりましたらお知らせ等を通じて、少し踏み込んだ取組もやっていきたいというふうに考えております。

徳野私学振興・青少年課長 私立学校のIC T教育で、私学の今整備状況でございます。

県教育委員会の教育情報化推進プラン20 16、計画が今ありまして、これは公立学校 が中心でございまして、26年度の状況でタ ブレットなどの1台当たりの児童・生徒数、 それから電子黒板のある学校の割合、普通教 室の校内LANの整備率、こういったものは、 やはり公立に比べて今、私学は遅れておりま す。

私学の高校が大分県内は15校ございますので、高校によりましても、例えば国際情報高校といった工業系の高校では進んでおりますし、県立も、工業高校と普通科高校では違います。こういった状況を受けて加速化させたいということで、おおむね2020年を目途に、私学の方でも今回の事業でおおむね公立並みには整備していきたいと考えております。

守永委員 ありがとうございます。高齢者の 関係では、いきいき交通安全体験講座、老人 会の代表などを呼んでということで、そこか らまた広がっていけばいいんだろうと思うん ですが、交通安全というふうな観点からする と、今、交通指導員の方も結構御高齢の方が やられている地域が多いんですよね。そうい った方々にも呼び掛けるようなことをされる と、もっと積極的に踏み込んだ活動が地域で 行われるんじゃないかなと思ったりもします。

また、チラシを工夫しますということなんですけれども、一応、ジャンルごとに分類されているんですかね。それ後ほどお答えいただければと思います。

それと、3Rの関係はまた積極的に取組ができるようにということと、また、コンビニで結構、昼とか混むときに、複数のレジで対応したりしているんですけども、そのときに、レジ袋を持ってこないと袋も有償になりますよというのが、コンビニサイドの窓口では当然対応するんでしょうけれども、県下の、特っていないと5円要るんだとか、そういったりするとも思いますので、その辺の県民向けの広報は、特に10月だけよということになれば、それに向けての準備をお願いしたいと思います。

望月生活環境企画課長 先ほどお話がありました交通指導員の方なんですが、県下で今6

22名いらっしゃいます。モチベーションを 高めるために、表彰を毎年、5年、10年、 15年という形でさせていただいております。 あわせまして、年に1回必ず研修会をさせていただいてます。それは、道交法の改正と か今回、3月はございましたが、そういう方々が 容を熟知していただいて、そういう方々がする た地域の中で交通安全の教室とかそういうの を開いてだいておりますので、どうして も私どもだけでやると裾野が広がりませんの で、裾野をして、なおかつそういう方々の研修をして、なおかつそういう方々の研修 修力の、内容のアップするようにして実施しております。

それから、パンフレットの内容なんですが、 一応、市町村ごとにジャンルごと、市町村で まず、自分のところ市町村のどこが入ってい るんだというのを見ていって、そのお店はど ういうお店かというのをジャンルごとにして おります。中には、例えば自動車屋さんとか、 廃車費用の割引とかそういうのをしてくれた りしているところがございますので、分かる ような形で工夫をしておりますが、まだまだ 余地があると思いますので、引き続き努力を していきたいと思います。

守永委員 ありがとうございます。

衞藤委員長 いいですか。

森委員 それでは、ページでいうと18ページ、ユネスコエコパーク推進事業費に関連してまずお尋ねします。

知事の提案理由、説明等にも出てきますように、要はユネスコエコパーク、ジオパークについても、この生活環境部のうつくし作戦の推進の中でも大きく位置づけられていると思います。

その中で情報発信、29年度も強化していくという話であるんですが、例えばなんですけれども、我々議員に対する情報発信も必要じゃないかなと思う部分がございます。といいますのも、このユネスコエコパークに登録されることというのは、非常に世界的な自然環境のすばらしさとか、その価値が評価され

るということでもあるとは思うんですけども、 一方で、それに登録されることで、いわゆる 道路整備等における開発みたいな形の捉えら れ方をする場合に、それが制限されるんじゃ ないかというような心配を、地域の方からも 聞くこともございます。

また、地域の方自体が、そのエコパークの価値に関してまだ十分理解をしていないという部分が現実にありますので、今回、この予算書にありますオフィシャルアーティストを活用した情報発信等々ございますけれども、これから、我々議員への情報発信とか、また地域の方への情報発信について、少し教えていただきたいと思います。

その下の施設整備費補助の中で、ユネスコ エコパークのエリアというか、核心地域(つ はに関してなんですけど、傾山、九折越(つ ですけど、傾山、九がが、 がいたが、ないなあるトイレが、大たいです。 大に撤去をされました。縦走をされる方についる状況です。ないというのは非常もないと思うんですけれども、要はもさいとでも、と思うんですけれどもなっていたが豊後大野市のよとに関して、ためいる状況です。このことに関して、ためいる状況です。このことに関して、ためいる状況です。このことに関して、ためいないなが、まずエコパークについていただきまスのにしていただきまるのでは、まずエコパークについていただきなのでは、ないは、 ないますないでは、ないには、 ないますについていただきまスのでいるが、まずエコパークについていただきない。

続いて23ページの、うつくし作戦、先ほども3Rのお話がございましたけれども、30・10運動についてもお話がございました。これについては、大分市が既にやっておるというふうに聞いておりますけれども、県内の自治体の状況と、そのことの連携について少し教えてください。

続いて、24ページのジオパーク推進事業費の中で、下から2番目の二重丸、持続可能な取組のための基盤強化推進に要する経費というふうにありますが、この内容について少し教えてください。

最後に66ページ、産業廃棄物の関係で1

点だけお尋ねします。

災害時、昨年の熊本地震においても、いわゆる、これは産業廃棄物の中のし尿処理に関してなんですけれども、やはり避難所等においては、やっぱり1番最大の問題がそういった排せつ物の処理だと聞いておりますし、その衛生面での対策というのも非常に重要だと思います。

県職員さんのお話を聞きますと、やはり現場にいて1番困ったのがトイレ、また、トイレの清掃にやはり多くの方の労力が費やされたとも聞いておりますし、また、そのとをよそに持っていくバキュームカー等の整備というか、そういったほかの県との連携についても課題があるんじゃないかという話も聞いております。特に、下水道施設が整備されている地域においては、そのバキュームの不足等も課題になるんじゃないかという話といる地域においては、その辺りを今後のことでも、その辺りを今後のことも対しておりますので、その辺りを今後のことを対しておりますので、その辺りを今後のことでも、今現状の課題と対策について県の見解をお聞かせください。

柴田生活環境部長 私から1点、議員の皆様にエコパークになったときに、開発への制限についての御懸念があるというお話でございます。機会を設けまして、皆様方に是非御説明を差し上げたいと思います。これは事務局の方と御相談させていただきます。

山崎自然保護推進室長 私の方から、エコパークの情報発信ということについて、まず、オフィシャルアーティストを活用した情報発信ですけれども、順調にいけば夏前に登録されることになると思います。そのときに、やはり今後エコパークというブランドをどう活用していくかというのは最大のやっぱりミッションという部分になると思います。

それで、まずは祖母・傾・大崩というのは どうしても登山家の方はよく知っているんで すけれども、全国的にも、県内でも余り登っ た方がいないとか、知名度が余りないという ことで、登録というのはある意味、情報発信 の最大の好機と思っております。それで、や はりその傾山の美しい自然、貴重な自然について皆様に知ってもらう。それを視覚に訴えて分かってもらうことが非常に大事かなということで、単なる映像の配信ではなくて、個々に、オフィシャルアーティストという、も大にもかりがあって、国内にも海外にもして、会際にゆかりがあって、国内にも海外にもして、本発信力のあるアーティストとコラボをして、中で情報発信をやっていきたいと思います。で情報発信をやっていきたいと思います。ですから、そのアーティストの楽曲に合わせて、楽曲を流しながら、その祖母・傾・大崩のたような配信というのを今考えております。

それと、もう1つは、そういった情報発信だけじゃなくて、エコパークという以上、地道な活動、普及啓発もやっていく必要があります。例えば、これはエコパークというのは宮崎県と大分県と、あとそれぞれの大分で言えば豊後大野市、竹田市、佐伯市、宮崎で言えば延岡市と高千穂町、日之影町で、推進協議会を作ってやっております。この推進協議会の中でも、地道な情報発信、要は地元の方とか、まず小学生とかにも分かる形で情報発信に取り組んでいきます。

まず1つとして、ユネスコエコパークの申請書を提出していますけど、これかなり専門的で、かなり分厚いし分かりにくいというのがあるんですけれども、そういったのをシンプルに解説して、誰でも分かるような形でやっていくと。それに合わせて、その英語版を作ったり、それから将来的には子供向けを作ったりと、そういうことをして、地元の方にも、やっぱりエコパークを認定された、そのエコパークというのは世界のモデル地域なんですよと、そういうことがよく分かるように普及啓発を図ってまいりたいと思います。

それと、ジオパークの件で持続可能な取組だの基盤整備というんですが、これは、ジオパークをやっていく上で、ほかのジオパークとの関係だとか、大分のジオパークは日本ジオパーク委員会認定のジオパークなので、そういったところとの協議とか関係作り、いろ

んな大会とか、地球惑星大会というのが毎年 開かれますけれども、そこでは本当、各ジオ パークとかいろんな学会の先生なんかが集ま って協議することもあって、そういったネッ トワークを強化するというようなことで豊後 大野、それと姫島のジオパークの推進をそう いったネットワークの力で県が入って支援す るというようなところでございます。

梶原うつくし作戦推進課長 30・10運動 の推進に当たっての市町村との連携状況についてお答えいたします。

最初に、私どもの方で環境教育のマスコットキャラクターの「エコ助」というのをあしらったチラシを作成いたしまして、それは県民向けのものです。

それから、それをちょっとアレンジした幹事さん向けというのを2種類作りまして、1番初め、昨年11月11日に、大分市さんと大分駅の北口で朝の通勤時間帯に街頭啓発を行いました。ちょうど忘年会、新年会のシーズンに入るということで街頭啓発をさせていただきまして、そのチラシにつきましては、県内の18市町村全でに私どものフォームで印刷したものを提供させていただきまして、その後の取扱い状況を確認したところ、全ての市町村で、少なくとも市役所だとか町村の役場の中の関係課にはしっかり配っていただのもということでございます。

それから、保健所におきましては、飲食店だとかホテル、宴会場などを擁しております。 そうしたお店の許認可を食品衛生協会と一緒に事務に当たっていただいていますので、そうしたところにもお願いしまして、窓口でのチラシの配布だとか、あるいは立入りしたときに、こういうことを今、県でやっているのでということで、それぞれのお店で普及啓発をしていただいていると。そういう形で、今少しずつ広げていただいているところでございます。

森下廃棄物対策課長 災害時のし尿の処理に

ついてお答えしたいと思います。

し尿につきましては、災害時、それ以外のときにつきましても、産業廃棄物ではございませんで、一応、一般廃棄物という扱いになります。このため、一時的な事務取扱については市町村の固有の事務となりますが、今回のように熊本地震とかいう非常時になりますと、市町村だけでは対応ができないということで、県からも処理について事務を行うという、肩代わりするというような規定がございます。

実際、こういうのが発生しましたときに、 県としましては約100人に1基の仮設トイレが必要だろうと。ただ、これにつきまして も、2日に一遍はくみ取りをしないと一杯に なってしまって不衛生な状況になるということを考えております。

それで、こういう状況のときにバキュームカー自体を県自体が持っておりませんので、市町村、又は浄化槽の汚泥とか、それかいますので、そういう方は県内で約260台のにがあったおけれて、カーをお持ちでかったでくという方は県内でからので、カーをお持ちではこをですがあったが多いで、大分県環境整備事業協同経済をいるところですけれども、こちらとはし、アウスを結んで、市町村等から依頼がというおとで、そちらの組合に、でははしているようなではあるというようなに回っているようなにでいるようなにでいます。

山崎自然保護推進室長 先ほど委員の質問の中で、私答えをちょっと忘れていたところがあります。すみません。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの施設 整備の関係です。

これについて、先ほど言いました竹田市と 豊後大野市、それと佐伯市なんですけれども、 それぞれユネスコエコパークになるというこ とで受入れ態勢をしっかりとやって、お客様 に満足をしていただくということはやっぱり 本当に1番大事なことだと思います。

それで、各市から要望がこの施設整備で上 がってきております。その中で、竹田市につ いて神原地区から祖母山1合目までの歩道の 整備とか、先ほど委員言われました豊後大野 市については、祖母山9合目の小屋の整備と いうことで、これは老朽化した既存のバイオ トイレの改修とか、あと水洗トイレの増設と、 あと傾山登山道については、トイレブースを 2か所設置するように、これは、携帯用トイ レを使ってブースを作って見えないようにす るような形の、そういった整備とか看板の整 備。それと、佐伯について、藤河内キャンプ 場の中で、やはり遊歩道が危険で、なかなか 安全に問題があるところがあるので、そうい ったところの改修とか、あと、トイレもやは り洋式、水洗にして、受入れ環境のアップに 資する補助をやりたい、国の自然環境整備交 付金を活用して行いたいと思っております。 森委員 ありがとうございました。ジオパー ク、エコパークについては、よく言われるの が経済効果が見えにくいとかいうこともある んですけど、このエコパークについても今後 認定されることによって、いわゆる社会的効 果である、地域の方が誇りに思うとか、そう いった部分での効果をできるだけアピールし

30・10については、大分市は既にステッカーを作って、実は昨日入ったところにもありましたので、それに関してまた県も協力してやっていったらどうかなと思ったのでお話ししました。

ていただきたいなと思いますので、よろしく

お願いします。

最後に、し尿処理の関係で、今新しい技術というか活用の中で、下水道を使ったマンホールトイレの仕組みとかいろいろ検討されていると思いますけれども、大きな災害が起こると、そういった部分も、例えば水が流れなかったら使えないとか、管が切れていたら使えないとかいうこともあるというふうに聞いておりますし、やはり衛生面は避難所での一番大きな課題だと思いますので、県の災害基

本計画を含めて、今後もいろいろ検討してい ただきたいなと思います。

近藤委員 57ページに、新規項目で豊かな水環境保全推進事業費というのが上がっておるんですが、河川環境を、やっぱりきれいに保っていくということは非常に大事なことだというふうに思っております。

例えば、私どもの由布市、由布院のまちには、外国人観光客が本当にたくさん来るんですよね。そして、その人たちが、みんなやっぱりどこかでトイレをするんですけれども、毎日1万人近く来るんですけども、それだけの処理をするようなところが何もないんですよ。ほとんどオーバーフローで河川に出てしまっている状況なんです。

そういうことで、水が、例えば櫟木のダムなんかはもう、青黒くなって富栄養化で、もう藻も発生しておりますけれども、それと、レジオネラの関係でひどい塩素消毒をやっております。そういう処理をして出すということになっておりますけれども、まだそこまでいっておりませんので、御存じのとおり、由布市は公共下水道はほとんどありませんので、全部大分川に流れております。

これを水道の原水にしているのは狭間町なんですよ。何とか早く水対策をやりたいということでありますけれども、なかなか進まない。狭間町の人たちは、ほとんど飲み水は信用していません。全部くみに行くか、買って飲んでおります。風呂場とかそんなのには使いますけれども、そういう状況があるんですよ。それで、由布市も水道事業で値段を上げるということで、多くの反対で、出した原案を撤回しております。

この河川環境をせんというならば、抜本的に公共下水道がない以上は解決しない。それであれば、市民の飲み水をどこから確保するかとかそういうふうなことも、やっぱりしっかり県も頭の中に入れていただかないと困るなと非常に思っておりますけれども、この河川の根本的な汚染対策をどうされますかですね。

家庭の雑排水からも、いろんな危険なものが流れ出ておると思っております。絶対人の口には入れてはならないものがあるとも、いろんなことで報じられておりますけども、その辺の考えを県はどういうふうに持たれているのか、お聞かせください。

中西環境保全課長 河川の水環境についてということですが、委員のおっしゃるとおり、 我々も河川を清浄にしたいという気持ちは同じでございます。

この豊かな水環境保全推進事業というのは、 この事業の中では、特にその辺は触れていな くて、湯布院の流域会議がございます。ゆふ いん会議というのがありまして、その中で外 来藻の除去であるとか、そういう水環境に親 しむ取組等をやっているのを支援する事業に なっております。

水道については、御存じのとおり市町村の 水道ということで、人口減少とかによって維 持費の収益が減ったり、又はどんどん施設の 老朽化とかいうところもありまして、もう1 個、広域連携というのを今事業としてはシミ ュレーションしたりする事業を考えておりま す。その中で、広域連携をする中で、水源の 確保とかいうところも今後検討していかない といけないと思います。

あと、公共下水道が普及すると1番なんですけど、全戸というのはなかなか難しいと思っております。これは土木建築部の方で事業としてやっていますけど、今まで流域会議のある場所だけだったんですが、そこを来年度の予算については、全県下で合併処理浄化槽を上乗せ補助するというふうに聞いておりますので、そういったところで河川の水環境が少しずつですけど良くなっていくことを期待しております。

近藤委員 啓発活動で環境は守れるというものではないんですよ。現実にはもう何かやらない限りは、実際に汚れているんですよ。藻を除去したとか何とか、水辺の環境をきれいにしたぐらいじゃ根本的な問題は絶対に解決しない。ずっといろんな雑排水が全部流れ出

るわけでありますから、それであれば、飲み 水を確保する以外に市民の安心は守れないと、 私はそういうふうに思っておりますので、こ の辺も、県はしっかり何か、水環境を実際に 調査してくださいよ、どれだけ汚染をされて いるのかよく分かると思いますよ。

だから、そういうことをやりながら、やっ ぱり市民の安全をするためには、飲み水をど う確保するか、問題はそこに行かないと、な かなか公共事業というのは何百億円かかるか わかりません。そういうことをできるはずも ありません、お金がないわけですから。それ よりも、やっぱり飲み水を、良い水を確保す る段取りが早いと私は思っておりますので、 そういうことも頭に入れていただきたいと思 います。部長、お考えをお聞かせください。 柴田生活環境部長 水環境につきましては、 私ども確かに、今ソフト事業といいますか啓 発を中心にやっております。当然、根本部分 の話ということで近藤委員のおっしゃること が本当に、私どももそう考えております。下 水道の担当課、土木の担当課等を含めて、あ るいは浄化槽の点検整備、合併浄化槽への推 進ということを含めて連携して取り組んでま いりたいと思います。

近藤委員 ありがとうございます。よろしく お願いします。

井上副委員長 32ページの犯罪被害者等支援条例の検討に関することですが、これは予算特別委員会でも質問が出たんですけど、今から検討委員会を作ってやるということですが、条例制定の時期は29年度中を目指すということでよろしいでしょうか。ちょっとここのところが予算特別委員会でははっきりしなかったようですが。

柴田生活環境部長 今、手順を踏んで1つず つ進めているような状況で、本当になるべく 早くしたいと思っております。そういうこと でございます。

井上副委員長 各市議会からも、それぞれの 市に意見書が出ているんですが、被害者支援 に直接関わるのは市町村なんですけど、市町 村が、県が制定していないからというのを言い訳にしてなかなか動かないんですね。だから、そのような意味もあって、是非早期の制定をよろしくお願いいたします。

衞藤委員長 要望でいいですか。

井上副委員長 はい。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないようです ので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、福祉保健部の審査の際に一 括して行います。

次に、第28号議案美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について執行部の説明を 求めます。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、第2 8号議案美しく快適な大分県づくり条例の一 部改正について御説明いたします。

議案書では229ページでございますが、 説明はお手元の委員会資料でいたします。1 ページをお開きください。

1の条例の概要ですが、この条例はごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てや落書き、ピンクチラシの貼付の禁止などを定めております。その中で、自動車の放置等の行為を禁止することについても定めておりまして、一定の条件のもとでは、相当期で、関こおいて処分することができる旨を定めた規定がございます。今回、その廃物として思定する条件等について定めた条項につきまして改正をお願いするものでございます。

2の改正の理由ですが、地方税法等の一部 を改正する等の法律が公布されたことに伴い まして、規定を整備するものでございます。

3の改正の概要についてでございます。

左の白抜き数字①自動車の廃物認定条件でございます条例第24条第3号につきましては、引用しております地方税法が改正され、条ずれが生じることから改正するものでございます。

また、今回の改正ではその他の条項についても併せて改正をお願いしたいと考えております。

②の条例第24条第1号につきましては、 引用しております道路運送車両法が改正され、 同法の抹消登録に係る条項が永久・輸出・一 時と細分化されたことに伴い改正するもので ございます。

③の放置の定義であります条例第2条第3号につきましては、ただし書に引用しております道路交通法が改正され、放置行為という略称規定が削除されたことから改正するものでございます。

④の条例第25条第2項第4号及び第5項におきましては、放置自動車等を廃物と認定し処分を可能とするまでの告示期間を6月としており、これは民法等の遺失物に関する公告期間にならっていたものでございます。民法及び遺失物法が改正され、その公告期間が6月から3月に短縮されたことに合わせまして、今回3月への改正をお願いするものでございます。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 委員外議員の方は、質疑、御意 見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

次に、第29号議案特定非営利活動促進法 施行条例等の一部改正について執行部の説明 を求めます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 議案書の 231ページ、第29号議案特定非営利活動 促進法施行条例等の一部改正について御説明 いたします。

お手元の委員会資料の2ページをお開き願 います。

左上にありますように、特定非営利活動促進法がNPO法人の一層の健全な発展を図るとともに、法人の運営の透明性を確保することを趣旨として一部改正されたことに伴い、特定非営利活動促進法施行条例と指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例、この2つの条例の一部を改正するものでございます。

左側に記載しておりますが、法の改正内容の、まず手続の見直しにかかるものの1つとしまして、1認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事前提出義務の見直しが行われ、海外への送金又は金銭の持ち出しをする場合には、事前提出を不要とし、事後提出とすることと簡素化されました。これに伴いまして、右側に記載のとおり施行条例の関連する規定を整備するものでございます。

次に左中央にありますように、法の改正内容の、情報公開の一層の推進にかかるものの1つとしまして、2認定NPO法人等の役員報酬規定等の備置期間延長延長では、法人の事務所に備え置く期間が、また、3閲覧・謄写地る期間が、また、3閲覧・謄写させる期間が、それぞれ延長されたまりを表して見が指定した。右側の1番下にありますように、指定NPO法人は、県民税の税額控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として県が指定して、右側に記載のとおり、指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例を法に準じて一部改正し、認定NPO法人と同様の期間に延長するものでございます。

施行の期日は、法の施行に合わせ、本年4月1日としています。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 委員外議員さん、質疑、御意見 はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

次に、第30号議案大分県環境影響評価条 例の一部改正について執行部の説明を求めま す。

中西環境保全課長 第30号議案大分県環境 影響評価条例の一部改正についてです。

議案書では233ページになりますが、お 手元の委員会資料3ページで御説明いたしま す。

本条例については、昨年の第1回定例会で 改正を求める請願が採択され、その処理結果 を第2回定例会において報告し、その後の検 討状況を第4回定例会において報告いたしま した。本定例会で改正案を上程させていただ いております。

まず、1を御覧ください。環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、事業を実施するに当たり、あらかじめ事業を行う場所の環境について調査し、事業がその環境に与える影響について予測、評価を行い、その結果に基づいて事業の内容をより環境に配慮したものとしていくものです。

大分県では、環境影響評価法の対象事業より規模の小さい事業や法対象以外の事業種を 条例の対象とする役割分担によって、事業者 による環境影響評価の実施を推進してきまし た。

次に2の条例改正の理由です。再生可能エネルギー発電事業の増加等に伴い、環境影響評価法の対象外ではありますが一定規模の発電所については、環境保全について適正な配慮がなされることを確保するためでございます

次に3の改正内容です。対象事業種を規定

している条例の別表を改正し、法対象外ですが、規模が大きく環境影響の程度が大きくなるおそれがある事業として、新たに事業用電気工作物の設置又は変更の事業を追加するものでございます。

なお、施行日前に電気事業法による認可又は届出がなされた事業や、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定を受けた事業又は受けたとみなされた事業については、アセス手続の実施に努めることを求める規定としています。

具体的な発電所の種類及び要件については、 表にありますように、他の条例対象事業と同様に今後条例施行規則において定めることに しております。

規模の要件は、表の太い黒枠で囲った部分になりますが、水力、火力、地熱、風力については、隣接県の規模要件と同等に設定し、太陽光については、既に条例の対象としている長野県や仙台市の規模要件を参考にして、敷地面積20~クタール以上としたいと考えております。

最後に4の施行日ですが、約9か月の周知期間を設け、平成30年1月1日としております。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

委員外議員さんも併せて質疑、御意見ありませんか。

吉冨委員外議員 この第30号議案の中の地 熱発電所の件なんですけれども、これは、温 泉熱利用等での発電だと思うんですけれども、 この中で法アセスを実施しない場合に適用す るといろいろ書いているんですが、住民手続 が必要だと最後なっております。これは、温 泉の出る地域から、ボーリングするところか ら大体距離としてどれぐらいのところの住民 までが対象になるんですか。まず、そこを教 えてください。

中西環境保全課長 住民手続は、意見を述べることができる規定になっておりまして、特に何メートル以内とかいうのはございません。

誰でも意見を述べることができるようになっております。

吉冨委員外議員 一応住民の言葉はフリーで、 どこから出ても環境に対して意見が言えると いうことだと思うんですけれども、当然、上 から下に流れるというのが温泉ですから、特 に、私は別府ですからお伺いするんですけど、 やはり今、別府市で1番問題になっているの が、山の中で、要するに上部の方で大きく掘 られると、下の方の人が温泉が出なくなるん じゃないかというような心配を物すごくして いるわけですね。湯けむりが消えるんじゃな いかとか、そういうことまで随分心配してい るので、普通の温泉を突くと、掘削するとい うときには、例えばその地域の泉源を持って いる人だったら60メートル以内の人たちの 同意がなければ新しい温泉を突けないとかい ろいろあるんですけど、こういう場合に、や はり山の中で大きな土地を何ヘクタールも持 っている人が1人しかいないというか1社し かいない場合には、そういうときの住民の意 見というのはどこに持っていって、それをや めさせるというわけじゃないんですけど、試 験的にボーリングをするとか、いろいろな部 分での住民の監視というものはどういうふう な形でできるのか教えていただきたいんです けど。

山崎自然保護推進室長 今、吉冨委員外議員から温泉地熱発電に関する川下の方の問題ということで、ちょっとこれアセスは直接関係ないんですけど、私の意見はですね。今県内でも固定価格買取制度が平成24年に始まって、だんだん地熱発電の開発が別府の方で増えています。これは、ここに規定するように5千キロワット以上というのはかなり大きな開発になるんですけれども、温泉の蒸気を利用したもっと小規模な、5千もないような発電というものは結構増えています。

我々は温泉の資源というものは有限で、やはりこれは次世代に伝えていかないといけない大切なものだと思っていますので、それをやっぱり監視するために、モニタリングの制

度を設けてやっております。地熱発電の盛んなところ、そういった地区の付近に、温泉事業者の協力を得まして、モニタリングの計器を設置しております、別府とか九重とか由布とかのですね。そういったところのデータを分析しながら、そこの温度とか湧出量、この変化に注意深くモニタリングしながら、そういったことをやっていきたいと思います。

それと、温泉の地熱発電になると、審議会にかけるときに内規によって審査をしますので、その場合に、例えば掘削の経緯だとか掘削の深度によって地熱発電の場合は住民への説明とあとモニタリング、これは県も先ほど言ったようにしていますけど、開発事業者自身もやらないと悪いと。それも、開発前と開発後でやっていただくようなことで指導をしてます。

あと、それともう1つ付け加えるのであれば、別府市の、やはりそういった問題が小倉地区を中心に起こりましたので、昨年度、別府の地熱発電に関する条例を作って、やはり地元の住民への説明とか、あとモニタリングとか、その辺をしっかりやっぱりやるというようなことで指導をするようにしていますので、そんなことから、監視に努め、保護を図りながら、保護というのがやっぱり大前提で、そして利活用というのを県の温泉行政として進めていきたいと思います。

吉冨委員外議員 よく分かっているんですけども、県は28年度、29年度も2千万円出して温泉のモニタリングをやっていますね。今、室長がおっしゃっていた分だと思うんですけれども、それは分かっているんですけれども、それは分かっているが、小規模発電のおんですが、今新たにやっているのは、バイナリ計らで地熱だけで発電をするというやつで、計50センチの太さの500メートルを掘って、その地熱で、要するに沸騰させた液を、アカと同じ感覚ですけど、沸騰点の低い液を地熱で沸騰させて、それを缶の中の蒸気でタービンを回してまた水で回すという、お湯も取

らなければ湯気も取らない。地下の地熱だけを取るんですけれども、50センチの径のものを500メートル掘れば、伽藍岳の近くでこれをやるという話が今出ているんですけど、そんなことをすると、やはり掘るときには必ず温泉は出るので、それを一滴も出さずに掘っていければいいんでしょうけど、やはりそういうことも実際に今計画されている部分がありますので、これ要望ですけれども、是非としてもその辺のところは強く監視を今後していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

近藤委員 今、吉冨議員から発言がございま したけれども、非常に大事なことだというふ うに思いますので、関連して発言させてもら いますが、湯平温泉が大湯源泉、1号泉で本 当に有名な温泉だったんですけれども、八丁 原で大深度の開発をやりまして、地の底のこ とは何がどうかということは本当に分かりま せんけど、湯平に温泉が出なくなったのは間 違いありません。これで湯平温泉がずっと落 ち込んだんですけれども、やはり地下はどこ かでつながっているというふうに思うんです ね。だから、地熱開発は悪いことじゃないん ですけれども、既存の温泉地に影響が出るよ うな開発はやっぱり困るなというふうに思い ます。私の方の監視の地区でも、山の中に開 発が進んで、そこ結構出るんですね、噴気が。 皆さんが影響が出るんじゃないかというふう に非常に心配しております。すぐは出ないか もしれませんけど、20年、30年先になっ たら分かりません。誰も分からないわけです から、できるだけ、やっぱりそういう影響の 出ないような許可の仕方をやっていただきた いですね。温泉地周辺はなるだけ、余りそう いうことには利用しないようにお願いをして おきます。

衞藤委員長 要望でいいですね。

近藤委員 はい、いいです。

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決

することに、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出 がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②をまとめてお願いします。

後藤県民生活・男女共同参画課長 第4次大 分県DV対策基本計画の策定について、説明 いたします。計画を冊子でお配りしておりま すが、お手元の委員会資料で御説明させてい ただきます。4ページをお開きください。

昨年9月の本委員会で骨子案を報告いたしました本計画につきましては、昨年12月から今年の1月にかけましてパブリックコメントを実施して県民の意見を伺い、大分県男女共同参画審議会による検討を経まして、最終的にまとまりましたので、本日、報告をさせていただきます。

まず、この計画の位置づけでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく都道府県基本計画として策定するもので、計画期間につきましては、右側にありますように、来年度から平成36年度までといたします。

計画の体系ですが、基本理念を配偶者等からの暴力のない社会を目指してとし、暴力根絶のための啓発と教育の充実等5つの基本目標を掲げまして、各基本目標の下に定めた重点施策ごとに具体的取組を設けております。

基本目標 I の重点施策 1、暴力を許さない 社会意識の醸成では、女性に対する暴力をな くす運動の充実としまして、11月の運動期 間などにおいて取組の充実を図ることとし、 その下、2の若年者に対する人権教育・DV 予防啓発の推進では、中学生からの予防啓発 に取り組むこととしております。

また、基本目標IVの被害者の自立に向けた 支援の展開では、重点施策11、被害者への 心理的支援におきまして、回復のための心理 的ケアの充実を図ることとしております。

左下、取組状況や成果を公表する項目を御覧ください。この計画では、DVを未然に防止し、被害者が相談しやすい対策等を講じるために、新たに14の項目を設定いたしました。主な項目としてそこに記載しておりますが、若年者や教職員を対象としたデートDV防止セミナーの受講者数、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、DV相談員等研修会の受講者数でございます。

各項目の実績値は、毎年度、大分県男女共同参画審議会に報告するとともに、県庁ホームページにも公表を行うこととしております。 中西環境保全課長 続きまして、第8次となる化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定について御説明します。

委員会資料の5ページをお開きください。 この計画案は、お手元にもお配りしており ます。また、後ほど御覧ください。

まず、総量削減制度とは、水質汚濁防止法 及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、 瀬戸内海等の閉鎖性海域の水質汚濁を防止す るための制度であり、これまで7次にわたっ て計画が策定されています。

(2)の対象となる指定項目は、化学的酸素要求量であるCOD、窒素及びりんの3項目となっております。

左側の枠のところですが、国が示した総量 削減基本方針に基づき関係府県がそれぞれの 総量削減計画を定め、そのうち日平均50立 方メートル以上の旅館業や、し尿処理場といった特定事業場は、総量規制基準による汚濁 負荷量を規制することで削減目標量の達成を 図るものでございます。

右側のところですが、今回、国が示した基本方針の中で、大分県の平成26年度実績に対する31年度の削減目標量が定められております。CODは1日当たり32トンから31トンへと、りんは2.4トンから2.3トンへと汚濁負荷量を削減し、窒素は現状維持となっています。

次のページを御覧ください。これを受けまして、1の総量削減計画ですが、(1)にありますように、基本方針で定められた削減目標量を更に、発生源別に生活系排水、産業系排水、その他で振り分けております。①のCODに関しては生活系排水を1トン、③のりんに関しても生活排水系を0.1トン削減する目標としております。

その下、(2)削減目標量達成のための施 策としましては、生活系、産業系、その他で それぞれ対策を実施することとしております が、特に生活系排水対策として、土木建築部 と連携し、下水道や合併処理浄化槽の普及促 進を図り、削減目標を達成することにしてい ます。

次に2の総量規制基準につきましては、産業系排水の基準となりますが、現状のままで削減目標量を達成できるものと見込んでおりまして、基準値の変更は行わないことにしています。

最後に3の今後のスケジュールについてですが、本年2月のパブリックコメント終了後に大分県環境審議会に諮問を行い、原案どおり認めるという答申を得ております。

今後、関係市町村への意見聴取及び環境大臣への協議を実施した後、6月頃には計画を 策定し、その後ホームページ等で公表して、 周知を図る予定です。

衞藤委員長 続けて、③から⑥の報告をお願いします。

徳野私学振興・青少年課長 平成28年度の 青少年のネット利用実態調査結果を御説明し ます。委員会資料7ページをお願いします。

本調査は平成24年から保護者のみを対象に行ってきたものを、今年度から、保護者に加え、児童生徒も本人を対象にインターネット全般に関する調査を実施したものでございます。

その結果の概要を御説明します。なお、詳細な調査結果は、別冊でお配りしているので、後ほど御覧ください。

まず、1の調査対象については、児童生徒

が 4, 8 1 5 人、その保護者が 4, 0 8 9 人 の、合計約 9 千人を対象としております。

次に、3の調査結果の概要でございますが、まず、(1)ネットの利用機器・利用状況についてですが、青少年のネット利用率は年々増加しておりまして、約9割の子供たちが利用しております。

- (2) ネット利用内容ですが、高校生はLINEやFacebookなどのSNSが最も多く、中学生はYouTubeなどの動画 視聴、小学生はゲームが最も多い結果となっています。
- (3) 平日におけるネット利用時間ですが、最も多いのは $1\sim2$ 時間未満で22%でありまして、高校生の75%は2時間以上利用しております。
- (4) Wi-Fiなどの無線LAN回線の利用状況です。約8割が利用しています。この場合、フィルタリングが効かないなどの問題も生じております。
- (5)ネット利用による生活変化です。特に変化がないとあります。いい面、悪い面ございますが、家族や友人とのコミュニケーションが増えたなどのプラス面も見受けられました。
- (6)はネット利用によるトラブルで、約3割の子供がトラブルなどがあったと回答しておりまして、トラブルなどを把握していない保護者が1割程度います。相談先としては家族や友人が大半を占め、誰にも相談しなかった子供が2割弱となっております。
- (7)の家庭のルールにつきましては、8 割以上の家庭でルールを作っておりますが、 内容は利用時間やマナーなど生活面の使用制 限、それからトラブルがあったら相談するこ とといったものになってます。
- (8) 保護者の取組ですが、使い方にまず 保護者が関心を持つ、それからマナーや危険 性を話し合うといったものになっております。
- (9) の保護者の利用状況は、保護者自身がもうほとんどがネットを利用しておりまして、その利用内容はLINEといったSNS

や、ニュースが多くを占めております。

以上の結果を踏まえて、4の今後の取組ですが、引き続きこうした調査を実施して、まず利用状況を把握するとともに、子供それから保護者も更に学ぶ機会を提供していきたいと、各所で機会を県も実施しておりますので、そういった機会を引き続き提供していきたいと思います。

特に、PTAや学校に対してルールづくり、 それから情報リテラシーの向上、フィルタリングの利用促進などをこれから新学期を迎え ますので、更に働きかけていきたいと考えて おります。

山崎自然保護推進室長 続きまして、国立公 園満喫プロジェクトの推進について御説明い たします。委員会資料の9ページをお開きく ださい。

まず、1番上の経緯を御覧ください。

昨年7月に、国のインバウンド施策の1つであります国立公園満喫プロジェクトのモデル地域として、阿蘇くじゅう国立公園が選定されたことを受け、9月には、行政・民間・有識者からなる阿蘇くじゅう地域協議会を設置しました。

そして、12月下旬に、先行的・集中的に 実施する取組等についてまとめた阿蘇くじゅ う国立公園ステップアッププログラム202 0を策定したところでございます。本日は、 このプログラムの内容について、御説明いた します。

その下の左側です。公園全体での取組についてですが、「復興の大地~草原のかほり、 火山の呼吸。人が継ぎ、風と遊ぶ感動の大地 ~」というコンセプトを掲げ、上質な景観の 保全やインバウンドの受入れ環境の整備、熊 本地震からの復興、海外への情報発信強化等 に取り組むことにしております。

具体的には、野焼きや放牧の実施による草原景観の維持・再生や、景観を阻害する支障木の伐採、自然や温泉、文化等を活用した外国人向けツアーの開発、観光客の安全対策としての避難小屋の整備などに取り組みます。

また、その右側でありますが、重点的に取組を進めるビューポイントとして、地図にあるように、やまなみハイウェイなど11のエリアを設定しております。

なお、ビューポイントでの特徴的な取組といたしましては、サイクリングなどのアウトドアプログラムの開発や、DRUM TAOとコラボした劇場等の整備などが挙げられます。

今後は、ステップアッププログラムに記載 されたこれらの内容を実現するため、阿蘇く じゅう地域協議会を中心として、プロジェク トを進めてまいります。

佐伯食品安全・衛生課長 牛海綿状脳症(B SE)検査の見直しについて、御説明いたし ます。

委員会資料の10ページをお開き願います。 左上にありますように、BSEとは異常プリオンが主に脳に蓄積し、運動失調、異常行動などを示し死亡する病気で、異常プリオンが混入した肉骨粉を飼料として食べた牛が感染して発症したものとされています。

また、人の変異型クロイツフェルトヤコブ 病の原因としてBSEとの関連性が示唆され ています。

その下、BSE検査の経緯です。

平成13年9月10日に国内初のBSE感染牛が確認され、これにより、13年10月18日から全国のと畜場で食用として処理される牛は全て、BSE検査を行うこととなりました。

その後、BSE検査対象月齢が見直され、 17年8月に全月齢から21か月齢以上に、 25年4月には30か月齢超えに改正されま したが、ここまでは自治体の判断により、全 頭検査は継続されておりました。

25年7月には、検査対象月齢が48か月 齢超えに見直されたことを契機に全頭検査を 全国一斉に見直し、現在は48か月齢超えの 牛の全てと24か月齢以上の牛のうち、運動 障害等の症状が見られた牛についてBSE検 査を行っております。 右上のBSE対策の再評価内容についてです。

厚生労働省からの諮問に対し、28年8月 に食品安全委員会は、現行の基準の検査を継 続した場合と廃止した場合のリスクの差は非 常に小さく、人への健康影響は無視できると 答申いたしました。

これを受け、厚生労働省は、29年2月に 関係規則を一部改正する省令を公布しました。 これにより、BSE検査対象牛は、本年4月 1日から24か月齢以上の牛のうち、運動障 害等の症状が見られた牛となり、健康牛のB SE検査は全て廃止されることとなります。 神志那消防保安室長 防災ヘリコプターの更 新につきまして、御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

防災ヘリコプターとよかぜは、平成9年4月の運用開始から間もなく20年が経過し、機体の老朽化が進んだことから、新たな防災ヘリコプターを取得することにつきまして、平成27年第3回の定例会において議決を頂いたところであります。

その後、平成27年10月から製造を進めてきたところですが、昨日、引渡しを受けました。

資料の中程になりますが、新たな機体は、 最大速度、航続距離など基本性能の向上に加 え、高画質のテレビカメラを搭載するなど、 装備の性能を高めることによって防災機とし ての機能を強化しています。

今後、防災航空隊員等が新たな機体や装備 に習熟し、安全、迅速、的確な活動が行える よう訓練を重ね、本年10月頃には本格的な 運用を開始したいと考えております。

なお、現在運用中の機体につきましては、 新たな機体の運用開始後に売却する予定であ ります。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。

御質疑、御意見はありませんか。

平岩委員 ありがとうございます。要望ですけれども、DV対策基本計画について、私たちがDV被害に関わり出した頃は、警察に相

談に行っても説教されて追い返されるような 時代だったんですけど、本当に第4次の計画 まで立てていただいているんだなと思って感 心しています。

そして、今、女性用のトイレに行ったら、 必ずここに相談しなさいってリーフを置いないただいたりしているのを見ると有り難いなと思うんですけど、時々、市町村で、人というですいるのに、誤って親戚の人という。 それから配偶者に住所が漏れてしまうというというはなければいけない。 そうすると、また引っ越ししなければいけないという、本当に緊急性を帯びるし、いけないので、が死に至るようなことになってはいけないので、市町村に対してそこのところはきちっとやっぱり理解していただきたいというふうに思います。

それから、DV被害者の人って、本当に心 がずたずたになっているので、私たちだった ら、これはこうなってこうなってこうなりま すよねというふうに理解できるんですけど、 本当に行きつ戻りつされるんですね。だから、 この前こういうふうに納得したじゃないかと 思うことでもまたぶり返して、本当に安定を 得るまでにすごい時間がかかる。そうすると、 やっぱりそれを支援する人たちって、本当に、 さっきバーンアウトとしないようにって書い てくださっていましたけど、本当にその支援 者のための研修というか、支援者の力量を高 めるということに力を入れていただきたいの と、教育委員会でも同じように要望しますけ ど、やっぱりデートDVの研修をしっかりや って、そして、デートDVの研修ができる講 師の育成に力を是非入れていただきたいと思 います。

衞藤委員長 要望でいいですね。

平岩委員 はい。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

近藤委員 国立公園満喫プロジェクトの推進 について上がっておりますけれども、熊本か ら大分に続くやまなみ草原の景観は本当にす ばらしいというふうに思っておりますが、熊 本では世界遺産にも一部指定をして頑張って おりますし、熊本大学を中心に、阿蘇グリー ンストック運動というのも結構やられて、ボ ランティアをたくさん集めて野焼きなんかや っておりますけれども、大分としては、そう いった取組はほとんどないなというふうに思 っておりますけれども、野焼きをしている人 たちに話を聞くと、ほとんど高齢化をして、 大変な状況でまだ頑張ってやりよるわけです よ。例えば、由布岳南山麓辺り、あれも野焼 きをするからこそあれだけのいい景観が保て ておるわけでありますけれども、県として、 何か予算的なものを考えていただけないかな とかねがね要求しているんですけども、一向 に実現しておりませんけども、何か、その辺 もちょっと芽出しをしていただけると有り難 いなというふうに思いますので、要望してお きます。

衞藤委員長 要望でいいですね。

近藤委員 はい。

衞藤委員長 ほかに。

森委員 青少年のネット利用実態調査でちょっと気になったところがあったので、お尋ねします。

(5)の青少年のネット利用による生活変化の結果概要のコメントのところなんですけれども、保護者、子供等に、ネット利用による生活の変化はないという回答が多いというのと、その下にコミュニケーションが増えた、良好になったという、いわゆるプラスの面だけが少し強調されているような気がいたします。それがちょっと気になります。

こちらの実際の調査結果の方を開いてみますと、やはり回答の中に、睡眠不足とか本を読まなくなった、勉強に集中できない、こういった部分がやはり高い数値を示しているということでもございますので、この辺りも、きちんとやっぱり概要にも示すべきではないかと、ちょっと気になりました。

もう1つは、ここには載っていないんですけれども、これに伴う健康への影響等についても今後、検証していっていただければと思

います。その件に関してコメントをお願いします。

徳野私学振興・青少年課長 上位3位が、今、 委員が言いましたように特に変わりがない、 それから、友人関係が良好になった、そして、 勉強に集中できないということで、ちょっと そこの概要が上位2位まででしたので、確か にプラス面、マイナス面がございます。それ と、やはり睡眠、先ほど利用時間もかなり、 侵えば5時間以上使う子供もいますので、それまでのテレビの視聴が減ったんではないか という分析もございますが、やはり睡眠不足 といったものも影響しておりますので、また 引き続き調査を続けていきたいと思っております。

森委員 よろしくお願いします。

もう1つ質問します。国立公園満喫プロジェクトについて1点お願いします。

いわゆる観光客、外国人、国内の方を含めての安全対策の徹底ということも示されております。9月の一般質問でも申し上げましたが、いわゆる登山客への安全対策の中で、登山届を出さないで登山されるという方が非常に多くて、遭難された方のほとんどが登山届を出していないという状況が現実にある中で、それに対する対応、これは警察本部との連携が必要なんですけれども、その後の対応についてコメントをお願いいたします。

山崎自然保護推進室長 登山届に関しまして 御質問が森委員からありまして、それで、県 といたしましては、そこで条例を作って県民 に義務を課すというよりは、まずは啓発にに 、まずは啓光してもらおうととで 、よく九重の牧ノ戸辺りで、地元の自然環境団 体の方々を中心として呼び掛けという各地に 大ないきたいと。その中には、もちろんますので、そういったことをちろんます。 で、は、必ず登山届を出すと。これは、ユネス コエコパークに指定される祖母山についても、

今後またトレッキング等を始め、登山じゃな

くてもそういったお客さんが増えると思いますので、それはパンフレット等を作成いたしまして周知を図っていきたいと思います。

吉岡委員 1つだけ教えてください。今、森委員も言われました8ページの青少年のネット利用なんですが、4番の(2)の中の①ですけど、これからの県の取組が示されておりますが、青少年のネット利用実態調査の私学振興・青少年課なので、今回の実態調査は公立における小中高で、次回は私立、私学の関係の方たちの調査をするということですかね。その上の段階では、青少年のインターネット利用に関する実態把握となっていますけど、もう1回、私学とかに対する調査をされるということなんでしょうかね、それだけ。

徳野私学振興・青少年課長 私学と青少年全体を所管しておりますので、これは公立、私立を含めて今回の実態調査でございます。

今後も、要はこの調査を引き続き、ハイパーネットワーク社会研究所さんと共同で、公立、私学も関係なく、全体に引き続きやっていきたいということで、ちょっと言葉の実態把握に力を入れていく内容が実態調査のことでございますので、紛らわしくて申し訳ございません。

吉岡委員 よく分かりました。私は、子供たちのネットトラブルは大変心配しております。本当に出てくるのは一部であるし、事件があったときにばっと報道されたときに、ごく一部なんですけど、そういうものもあるということで、これについては引き続き取組をお願いしておきます。ありがとうございました。

守永委員 委員会資料の9ページの国立公園 満喫プロジェクトの推進に関してなんですけれども、こちらの部でいいのかどうかといつ も常に悩むんですけれども、国立公園に関わ らずとも一緒なんですけれども、キャンピン グカーを利用される方々に対する誘客プラン というのを大分県であんまり持っていないよ うな気がするんですよね。

一方、北海道とかは、結構いろんな都市と かでキャンピングカーを招き入れてという施 設が整っていたりするので、かなりの方が夏 場は北海道に逃げるというか涼みに行くとい うふうなこともあるんですけれども、そのキ ャンピングカーに対する誘客というのは、ど の部局が窓口になるのか。多分、企画振興だ とは思うんですけれども、そういった中で、 こういった国立公園とか生活環境部で所管す る施設等々、連携があると思うので、その辺 何か議論でもあれば、あるのかどうかという のを教えていただきたいなと思いました。

それと、11ページの防災ヘリの関係なんですけれども、先日の一般質問等でも話が出たとは思うんですが、先般、事故の原因についてはまだ明らかにされていないんでしょうけれども、その後、何か明らかになった情報が県に入っているのか。

それと、今後、事故原因がある程度はっき りしてきた段階で、報道でも報じられるとは 思うんですけれども、こういった委員会に対 して報告いただけるかどうか、その辺の確認 をさせていただきたいと思います。

山﨑自然保護推進室長 キャンピングカーの 誘致というか、状況ということですけれども、 生活環境部としては、実は長者原にくじゅう 九重やまなみキャンプ場というのを持ってお りまして、そこにはオートキャンプ場と園地 があります。そこは指定管理に出してやって いますけれども、昨年度は非常によかったん ですけど、地震の影響等で今年度は厳しいと いうことなんですけれども、そういったキャ ンピング、もっと言えば、今はグランピング と言いまして高級なそういったサービスを提 供するところも出ているということもあるん ですけれども、生活環境部としましては、そ ういったキャンプ場の施設の整備については しっかりとやっていこうと思って、修繕の費 用とかそういったのはいつも経常経費で計上 しまして、オートキャンプに来た人が快適に 滞在できようにしております。

もちろん、観光との連携なんですけれども、 満喫プロジェクト等で観光の担当者とも我々 話す機会がございますので、そういったとこ ろでの情報共有というのはやっております。 神志那消防保安室長 長野県の消防防災ヘリコプターの墜落事故事案の対応の件でございますけれども、これにつきましては、国土交通省の運輸安全委員会の方で現在、原因を究明中でございます。

私どもといたしましても、あれは3月5日に発生したんですが、飛行前に打合せを行うんですけれども、6日には防災航空管理者である防災航空管理監から、一層の安全確保の徹底を指示いたしましたし、私が運行管理責任者でありますことから、直接、防災航空隊に行って、具体的に訓練前に再点検、装備品の再点検、そしてヘリコプター機材の離陸前、着陸後の確実な安全点検、そして、ブリーフィングというのは先ほどの飛行前打合せのスイングというのは先ほどの飛行前打合せのことですが、その再点検、そして、健康管理の徹底ということを指示いたしました。

今後、原因が究明されていくと思いますので、それを注視しながら、必要な見直しは行うことといたしておりますので、それ次第によっては、また皆様方に御報告をさせていただきたいと考えています。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 なければ、委員外議員さん何か あれば。

羽野委員外議員 10ページのBSE検査の 関係なんですが、全頭検査開始以降のBSE 感染牛確認の状況というか、そういったのは 把握されているのかどうかという点が1点と、 予算概要の49ページにその費用があります が、この事業概要の説明だけを見ると、48 か月齢超の牛についてというふうに書いてあ るんですが、ここら辺の整合性はどうなのか お願いいたします。

佐伯食品安全・衛生課長 これまで国内で発見されたBSE感染牛でございますが、大分県内ではもちろんございませんが、全国で見ますと、これまで数十頭のBSE感染牛が見つかっているというのが実態でございまして、ここ数年は全て陰性ということでございまし

て、今回の見直しになったということです。 それから、予算につきましては、このBS E検査の見直しにつきましては、今年の2月 13日にBSE特措法の規則が一部改正をさ れて、健康牛のBSE検査が全頭廃止される ということでございましたが、当初予算には 間に合いませんでしたので、当初予算49ペ ージの資料では、48か月齢超えのものにつ いては全て検査をするということでございま したけども、実際、新年度からは24か月齢 以上で、神経症状を呈するなど異常を呈する もののみの検査となりますので、実際は予算 を計上しているものの、費用の大体5分の1 になるだろうと考えておりまして、また予算 残については一般財源、また国に返還をする ということになろうと思います。

衞藤委員長 羽野委員外議員、いいですか。羽野委員外議員 はい、いいです。衞藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で、予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

平岩委員 1点だけ。この前、予算特別委員会のときに衛藤議員が質問してくださったんですけれども、子ども食堂の保健所での許認可の件ですね。

実は、この前の日曜日に子供の貧困フォーラムというのがありまして、それは福祉保健部でかんでいただいたんですけど、そのらしていたの方が何人もいんだとでいるとも食堂の方が何人もいんだとでいることを言われていました。あのときしれないかももはっきり覚えているということがもうに私は保健所に届出を、営業許可といるというふうに私は捉えてしまったんですけれども、でもよいともよいさらに私は保健所に届出を、営業許可としたがあるというふうに私は捉えてしまったがあるというふうに私は捉えてしまったんですけれども、でもよいなもので、その話を聞くとそうでもないなたいまっと活動しやすい

なという御意見がありましたので、教えてく ださい。

佐伯食品安全・衛生課長 岡山県の場合も、 指針を作りまして、福祉目的に認知症の方だ とか貧困の子供を対象にする場合については、 指針を定めて食品の取扱いをどうするかとい うのを定めているわけでございますが、基本 的には食品衛生法で不特定多数の方に対して 反復継続して食事を提供する場合は営業に該 当するということで、食品衛生法に基づく許 可を取っていただくという基本スタンスは岡 山県も、全国どこでもそうなんですけれども、 これは基本スタンスとしては変わりません。 ただ、その業に当たるかどうかという判断に ついては、各保健所でその申込みをされた方 々と協議をしながら、こういった場合には許 可が不特定多数になるだとか、そういったこ との判断を示しながら協議をして、許可を取 るか取らないかという判断をしているところ でございまして、その辺については、申込み をされる方にもうちょっと丁寧に説明をしな がら御理解を頂かないといけないかなという ふうに思っておりまして、私たちとしても、 全てそれを厳しく取り締まるというスタンス ではなくて、当然、福祉目的でありますので、 ある程度、学校区でどういった方の子供さん、 親御さんを対象にするだとか、そういうこと を対象にすれば届出でいいだろうというよう な判断を今のところしておりまして、ただ、 今、子ども食堂と一概に言いながらいろんな パターンが出てきておりまして、どこでも誰 でもオーケーですよと、誰でもこの時間にこ こに来れば食べられますよというような形態 のところも実は出てきておりまして、そうい ったところについては当然、食品衛生法の許 可が必要だろうというようなところで今判断 をしているところでございます。

衞藤委員長 いいですか。

平岩委員 はい、分かりました。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかにないようですので、これ

をもちまして生活環境部関係の審査を終わり ますが、ここで一言私からお礼を申し上げま す。

[衞藤委員長挨拶]

〔柴田生活環境部長挨拶〕

衞藤委員長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0 時 3 分休憩

午後1時1分再開

衞藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、 委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。 なお、本日は荒金委員が欠席でございます。 よろしくお願いします。

初めに、総務企画委員会から合議のありました、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてのうち、病院局関係部分について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についての合議案件につきまして、御説明いたします。

議案書は195ページからになりますが、 このうち、病院局が所管するものは200ページになります。

本日は、お手元にお配りしました福祉保健 生活環境委員会資料により御説明いたします。 資料の1ページをお開き願います。

この条例改正案は、昨年12月に、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境を整備することを目的とした地方公務員育児休業法と育児・介護休業法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うための6つの条例の一部改正案でございますが、このうち大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が病院局の所管するものであります。議案は総務企画委員会に付託されております

が、病院局が所管する条例改正案も含まれますので、本委員会に合議されております。

病院局が所管する条例の改正内容でございますが、平成29年4月1日から、知事部局と同様に、介護時間を新たに設けることとしており、介護時間の給与上の取扱いは無給であることから、給与の減額について定めた条例第25条に介護時間を追加するものであります。

なお、資料に記載しておりますが、介護時間は、連続する3年の期間内において、介護のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度であります。

説明につきましては以上でございます。御 審議のほど、よろしくお願いいたします。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員 会に回答することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと総務企画委員会に回答する ことに、決定いたしました。

衞藤委員長 以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第12号議案平成29年度大分県病 院事業会計予算について、執行部の説明を求 めます。

田代病院局長 それでは、第12号議案平成 29年度大分県病院事業会計予算の付託案件 につきまして、御説明いたします。

先の予算特別委員会での説明と重複しておりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

資料につきましては、予算特別委員会でお 配りしました平成29年度病院局予算概要を お願いいたします。

それでは資料の1ページをお開き願います。まず初めに、参考として、平成29年度の一般会計予算のうち、福祉保健部予算の中の、病院局関係につきまして、御説明いたします。表の左にあります事業名欄の、県立病院対策事業費は11億5,709万8千円でございます。

これは、1番右の事業概要欄にありますと おり、県立病院が行います政策医療の不採算 部門の運営や、企業債の償還金などについて、 地方公営企業法に基づいて一般会計から支出 される病院事業会計負担金や基金積立金でご ざいます。

なお、平成29年度の病院事業会計負担金につきましては、平成28年度の当初予算額と比較して、ページ右下にありますように4,717万3千円の減額、前年比96.1%となっております。

以上で、一般会計予算のうち病院局関係分 の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成29年度大分県病院事業 会計予算につきまして、御説明いたします。

議案書は70ページになりますが、本予算 につきましても、引き続き、この予算概要で 説明させていただきます。

1 枚めくって、2ページをお開き願います。 平成29年度予算と平成28年度予算との 比較でございます。

まず、上の表の収益的収支予算について御 説明いたします。

表の1番上、病院事業収益につきましては、 153億6,700万円を計上しております。 一方、その下の病院事業費用でございます が、152億1,200万円を計上しており ます。

これにより、平成29年度予算の単年度損益は1億5,500万円の黒字を見込んでおります。

次に、下の表の資本的収支予算については、 表の左から3列目、平成29年度当初予算欄 にありますとおり、資本的収入19億5,5 00万円、資本的支出25億6,300万円 を計上しております。

なお、3ページ以降に病院事業会計予算の 内訳について記載しておりますが、先般の予 算特別委員会で御説明いたしましたので、説 明は省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の病院局関係分及び 病院事業会計予算の説明を終わらせていただ きます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。 **衞藤委員長** 以上で説明は終わりました。

御質疑、御意見はありませんか。

守永委員 病院局の収入に当たる部分になると思うんですけども、国が地方交付税を算定するときに、病院局があることによって多分、算定根拠が違ってくると思うんですけれども、その辺を細かく言うと私も詳しくないんですが、いわゆる国の交付金の中に含まれて病院局に支出していく財源というものがきちんと明確に把握されているのかで、国の算出したものと実際に病院局の受け入れている財源と格差があるのか、その辺がもし分かれば教えてください。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 国の交付金の関係になりますと、一般会計負担金の部分で関係してくる部分がございます。交付金が幾らであるので、一般会計負担金を繰り入れるという制度ではなくて、県立病院が病院事業の中で一般会計を繰り出すことが可能であるものに対して病院側に負担金として繰り出していただいております。その中での一部のものが交付金に算定されるという仕組みになっておりますので、交付金が幾らだから県病院にという制度というか、予算の組立てではありません、今のところ。

守永委員 じゃ、今の説明からすると、最終的に示すのは県から国に対して示していくので、こういう実績があるから算定してくださいというふうな形の中で、その内訳で交付金に算定されてくるというふうに思っていいんでしょうか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 私ど

もが頂く繰出金、いわゆる負担金の部分というのは、地方公営企業法上、認められている部分の中で積算されていきます。その積算されたものの中、いわゆる繰り出されたものの中が県として支出した部分に対して、これは交付金に該当するという形で県が国に要求するような流れというふうに説明した方が分かりやすいのかなと思いますけど。

守永委員 何となくは分かりました。また財 政の方に確認をしていきたいと思いますけれ ども、いずれにしても、病院局が黒字に向け て努力をされる。ただ、その中で知事部局か らの繰出金がどういうふうなウエートを占め るのかということと、結局、黒字を出すが故 に繰出金がどんどん縮小されていく。ただ、 交付金として算定される部分はあるはずなの にそれを下回ってという事態があれば、ちょ っと問題じゃないかというふうに思いました ので、その辺は病院局としても実情を把握し ながら、県当局に財政確立に向けて、これも 次の、いわゆる準備金だとか施設の改善なり、 職員をどういうふうに雇用していくかという 計画全てに関わってくる問題だと思いますの で、そういった観点で見ていただければと思 います。よろしくお願いします。

衞藤委員長 いいですか。

守永委員 はい。

衞藤委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 申し遅れましたが、委員外議員 に衛藤博昭議員がおられます。何か意見、御 質問ございますか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は、原 案のとおり可決すべきものと、決定いたしま した。

次に、第31号議案権利の放棄について、

執行部の説明を求めます。

波多野医事・相談課長 それでは、第31号 議案権利の放棄についての付託案件につきま して、御説明いたします。

議案書は235ページとなりますが、本日はお配りしました福祉保健生活環境委員会資料により御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に かかる債権のうち、回収が不能となっている ものについて、権利放棄の議決をお願いする ものでございます。

1の医業未収金の消滅時効に伴う不能欠損 処分にありますように、未収金は、平成17 年11月の最高裁判決により、民法上の私債 権となり、債務者からの時効の援用がなけれ ば、不納欠損処分できない債権となったとこ ろでございます。

県立病院では、消滅時効の3年が経過した 未収金であっても、時効の援用がない未収金 については、継続しての回収に努めておりま すが、行方不明等で事実上回収不可能な債権 がございます。2の債権放棄の院内基準にあ りますように、処理基準を定め、回収困難な 債権についての権利放棄をお願いしておりま す。

3の今回放棄する権利でありますが、行方 不明分と自己破産者を合わせて、20件、1 0名分、122万1,990円でございます。

4の未収金回収の取組でありますが、毎週 1回夜間に電話による督促や文書による催告 を行い、また、嘱託職員よる平日の訪問徴収 に加え、月3回の休日訪問徴収も継続的に行っております。

今年度の主な取組として、未収金担当者の 専任化を図り、これまで新規発生した未収金 案件を中心に定例化していた訪問徴収に、過 年度未収金案件の訪問徴収を増やし、併せて 住所確認も行うようにしました。転居してい る場合は、住民票等の調査や現地確認を行い、 債務者との接触空白期間を短くし、行方不明 にならないよう努めています。 また、弁護士法人への業務委託は、未収金 発生後1年を経過した未収金で、徴収が困難 なものを年度当初に委託しておりましたが、 委託後も対象となる案件が出てきますので、 早期に未収金回収を図るため、これまでの年 1回から年3回程度分けて委託できるように 見直したところでございます。

引き続き、未収金の発生防止と早期回収等 に努めていきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。御 審議のほど、よろしくお願いいたします。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 説明内容はよく分かったんですが、 今回、放棄する権利が2の(1)、(3)に 係る部分ということで、(2)に該当する部 分の扱いと、実際どのくらいの件数があるの かというのは分かりますでしょうか。

波多野医事・相談課長 今回、行方不明と自己破産者なんですが、やはり患者本人が死亡して、最後の相続人が不在の場合、相続の関係等がございまして、そこの分はやはり非常に難しい、こちらが調査をしたときにはもう亡くなっておって、財産対応、引き継いでいまして、その後に引き継いだ方に御請求をしておるんですけれども、なかなか解決せずにずっといっておりましたものが、ただ、件数については今把握はしておりませんので、申し訳ありません。

守永委員 ありがとうございます。

衞藤委員長 いいですか。ほかにありません

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 委員外議員さんありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は原案 のとおり可決すべきものと、決定いたしまし た。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出 がありましたので、これを許します。

次第の①と②を、まとめてお願いします。

秋吉会計管理課長 それでは、まず(1)の 大規模改修工事の進捗状況につきまして、御 説明させていただきます。

資料は次の3ページをお開き願います。

県立病院では、1番上に記載の1改修計画のとおり、空調・給排水設備等の老朽化対策として、平成27年度から大規模改修工事を 実施しております。

その下、2の改修スケジュールですが、増築棟及び本館サーバー室の工事を昨年完了し、現在、本館西病棟を中心とする1期工事を進めているところであります。

中ほど、右の建物図に番号で表示しておりますが、28年度は①の10階及び②の9階 東病棟まで完了し、2階③の厨房及び④の手 術室、そして⑤の9階西病棟を現在、改修中 でございます。

改修3年目となる29年度は、④の手術室 及び⑤の9階西病棟の改修を継続するととも に、⑥から⑨の8階、7階、6階及び4階の 西病棟、⑩の外壁、そして1階⑪の中央待合 ホール天井について、順次施工していくスケ ジュールとなっています。

1番下の本館東病棟を中心とする2期工事 につきましては、今年10月に入札公告を行 い、平成30年第1回定例県議会への契約議 案の提出を予定しております。

改修工事が長期にわたっていること、また、 病院運営を行いながらの改修であることから、 工事の安全確保と円滑な施工につきまして、 土木建築部施設整備課を始め、施工者及び工 事監理者と引き続き十分な連携・調整を図っ てまいりたいと考えています。

(1) の説明については、以上でございます。

疋田総務経営課長 続きまして(2)の県立 病院精神医療センター整備に係る用地につき まして、御説明させていただきます。 資料の4ページをお願いいたします。

県立病院では、県立病院精神医療センターの整備に向けて、現在、基本設計を行っています。

設計に当たっては、患者及び医療スタッフの円滑な導線の確保やその環境整備等に十分配慮するとともに、身体合併症患者への対応が多くなることが予想されることから、県立病院本館とのスムーズな連携に配慮し、最適な施設となるよう検討を行っています。

その検討の中で、予定していた県立病院南側のスペースだけでは、十分な面積が確保できない状況となったため、図の黒線で囲んだ部分でございますが、隣接する民有地を買収する必要があると判断いたしました。

なお、都市計画法に基づく都市計画病院と して区域の変更の手続などが必要であります ので、土地購入に係る予算は29年度の補正 予算でお願いしたいと思っています。

来年度からは実施設計が予定されておりますが、予定どおり32年度中に開設できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

説明につきましては、以上でございます。 **衞藤委員長** 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

守永委員 4ページ、県立病院精神医療センターの用地の関係なんですけれども、この買収予定地の中に農地が含まれているというふうな話を伺っているんですけれども、農振除外についての手続も特に問題なしに進められているんでしょうか。

疋田総務経営課長 買収のために必要な手続 につきましては、都市計画法上の手続のみと いうふうに考えております。

守永委員 特に、農振除外の手続はなしでいけるんですかね。

疋田総務経営課長 そのように了解しております。

衞藤委員長 ほかに。

森委員 現在の購入予定土地に関して、地目 は何であるのかと、現状はどういう状況かだ け教えてください。

疋田総務経営課長 地目等の詳細な資料は手元に……

田代病院局長 登記簿上の地目は田になって おります。

森委員 全て田ということで、現況が雑種地 か何かということですか。

田代病院局長 現況は、駐車場と畑ですね。 衞藤委員長 いいですか。

森委員 はい。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 委員外議員さんありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で、予定の案件は終わりましたが、こ の際、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 別に、ほかにないようですので、 これをもちまして病院局関係の審査を終わり ますが、ここで一言私からお礼を申し上げま す。

〔衞藤委員長挨拶〕

[田代病院局長挨拶]

衞藤委員長 大変ありがとうございました。 それでは、これをもちまして病院局関係の 審査を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

[病院局退室、福祉保健部入室]

衞藤委員長 これより、福祉保健部関係の審 査を行います。

なお、本日は荒金委員が欠席しております。 また、本日は委員外議員として衛藤博昭議 員に出席いただいております。

初めに、総務企画委員会から合議のありました、第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。 前田福祉保健企画課長 福祉保健生活環境委 員会資料の1ページを御覧ください。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例 の一部改正について説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載していますけれど も、議案書は206ページでございます。

1 改正理由ですが、消費税法が一部改正されたこと等に伴い、保健所における使用料について、規定整備を行うものです。

2 改正対象となる使用料は、保健所が診療 行為を行った場合の使用料について定めるそ の他の診療料及び検査料です。

このたびの消費税法の一部改正で、消費税 非課税となるサービスの提供等について定め る同法別表第1が第2に改められたことから、 3改正内容にありますとおり、当該使用料の 備考欄における消費税法別表を引用する箇所 について、規定の整備を行うものでございま す。

なお、本使用料は、保健所が診療所である ことを踏まえて設けているものでございます けれども、近年、徴収した実績はございませ ん。

4施行期日でございますけれども、別表第 1を第2に改める規定は、改正消費税法の施 行日である平成35年10月1日、その他用 語の修正は、公布の日とさせていただいてお ります。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員 会に回答することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案のうち 本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと総務企画委員会に回答する ことに、決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案平成29年度大分県一般会計予

算のうち、福祉保健部関係部分について、執 行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 福祉保健部で御審議いた だきます予算議案は、第1号議案と第3号議 案の合計2議案でございます。

それでは、まず第1号議案平成29年度大 分県一般会計予算のうち、当部の関係につい て、その概要をまず私から御説明申し上げま す。

お手元の平成29年度福祉保健部予算概要 を使って説明させていただきます。

予算概要の5ページをお開きください。

(1) 一般会計ですが、当部に関係する予算総額は、福祉保健部①の計の部分で、98 3億2,017万5千円でございます。

これを28年度当初予算額(B)と比較しますと、43億2,413万5千円、率にして4.6%の増となっております。

6ページをお開きください。

(2)特別会計ですが、第3号議案では、 当部が所管しております母子父子寡婦福祉資 金特別会計につきまして、1億6,671万 3千円を計上しているところです。

今回の予算に係る重点事業等につきましては、15日の予算特別委員会で説明しましたので、それ以外の主な事業と、また債務負担行為を1件お願いしていますので、その内容につきまして、それぞれの担当課・室長より説明させていただきます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。 前田福祉保健企画課長 予算概要の22ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の地域の健康課題対 策推進事業費1,009万6千円でございま す。

この事業は、県民健康意識行動調査で明ら かになった地域の健康課題の解決に向けた取 組を行うこととしています。

例えば、日出町では塩分摂取量が県内市町村で最も多いため、事業所に対し推定塩分摂取量の測定を実施し、その結果に基づき、従業員一人一人に減塩指導を行うことで、摂取

量の減少を図るなど、市町村の健康課題に対し最も効果的な事業を展開してまいります。 廣瀬医療政策課長 同じ資料の34ページを お開きください。

1番上の事業です。在宅医療を支える看護職員確保定着事業費606万2千円でございます。

この事業は、今後、地域包括ケアを推進するために不可欠となる、在宅医療を担う看護職員の確保・定着、質の向上を図るための取組への補助を行うものでございます。

主なものとして、1つ目の二重丸では、在 宅医療現場への特定行為に係る看護師の配置 を促進しまして、訪問看護ステーション等の 機能強化を図るとともに、4つ目の二重丸で は、定年退職直後の経験豊富なプラチナナー スの再就業支援により、訪問看護や介護施設 に配置することで、在宅分野における看護の 質向上を推進するものでございます。

芦刈薬務室長 説明申し上げます。同じ資料の37ページをお開きください。

事業名欄1番上の地域服薬健康相談事業費 172万円でございます。

この事業は、在宅療養中の患者や服薬中の 高齢者に対して、正しい薬の服薬と管理がで きるよう、地域の薬剤師会と連携してお薬健 康相談事業を行うとともに、相談事業を行う 薬剤師に対して在宅医療に必要な技術や知識 に関する資質向上研修を行うことにより、地 域包括ケアシステムの構築に寄与するもので ございます。

1つ目の二重丸、お薬健康相談事業では、 無薬局地域を中心に高齢者サロンなどに出向 いて薬の服薬方法の指導や健康相談を行うこ ととしています。

藤内健康づくり支援課長 同じ資料の46ページをお開きください。

事業名欄1番下の結核医療体制強化事業費 1,216万3千円でございます。

この事業は、結核医療体制を担う医師の高齢化が進んでいることから、結核医療の提供体制を強化するため、大分大学医学部、西別

府病院と連携し、若手医師に対する結核の臨 床研修プログラムについて研究開発を行うも のです。

次に、49ページを御覧ください。

事業名欄1番下の骨髄移植ドナー支援事業 費143万4千円でございます。

この事業は、骨髄移植のドナー登録者の拡大を図るため、ドナー等の休暇取得への支援を実施する市町村に対し助成するものです。

具体的には、1つ目の二重丸にありますように、骨髄の提供を行ったドナー又はドナーが勤務する事業所に対し、市町村が助成金を交付した場合に、県はその半額を補助するものです。

幸国保医療室長 恐れ入ります、43ページ にお戻りください。

上から2番目の国民健康保険広域化等推進 事業費555万3千円でございます。

この事業は、平成30年度からの市町村国 民健康保険の広域化に向けまして、財政運営 の安定化を推進するため、市町村の歳入・歳 出の両面から市町村の取組を支援するもので す。

主なものとして、1つ目の二重丸、歳入対 策事業では、国保税収納率の向上を図るため、 市町村の徴収職員を対象としたスキルアップ 研修等を開催します。

2つ目の二重丸、歳出対策事業では、医療 費の適正化に向けまして、保健事業担当職員 を対象とした糖尿病重症化予防推進研修等を 開催します。

清末高齢者福祉課長 同じ資料の60ページ をお開きください。

1番上の地域包括ケアシステム構築推進事業費1,588万3千円です。

この事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するものです。

主なものとして、1つ目の二重丸では、在 宅医療と介護の一体的な体制構築を図るため、 市町村が設置する在宅医療・介護連携推進協 議会の運営支援を行います。また、中重度者 の重症化対策として、医師が参加するケア会 議を更に展開するとともに、医師等に対し、 介護への理解促進に向けた研修を行います。

そして2つ目の二重丸では、市町村職員や 専門職など、地域包括ケアシステムを取り巻 く人材を育成するための各種研修を行います。 次に、1番下の地域医療介護ネットワーク 構築推進事業費357万2千円です。

この事業は、由布地域包括ケア協議会に対し、市内の医療介護の連携が円滑に行われるよう、患者・介護サービス利用者の情報を共有する連携ツールを作成し、地域医療介護ネットワークを構築するためのシステムを導入に対する経費を助成するものです。

次に、65ページをお開きください。

上から3番目の介護サービス基盤整備事業費12億337万円です。

この事業は、地域の介護サービス等の充実 を図るため、地域医療介護総合確保基金を活 用して小規模な介護施設等の整備を行うもの です。

主なものとして、1つ目のポツでは、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの創設や増設に対して、市町村が工事費等の経費を助成する場合に定額を補助するとともに、2つ目のポツでは、それらの事業所等の円滑な開設のため、事前に介護職員、看護職員の確保等、施設の開設準備に要する経費を補助するものです。

二日市こども未来課長 説明申し上げます。 資料の74ページをお開きください。

1番上のおおいた出会い応援事業費2,0 20万円でございます。

この事業は、若い世代の結婚等への希望を かなえるため、市町村等との連携を通じて、 県内の結婚に対する機運醸成を図るものです。

主なものとして、2つ目の二重丸にありますように、新社会人等を対象としたライフデザイン講座の開催、4つ目の二重丸では、地域で婚活を支援するサポーターの質及び量の充実を図るため、各市町村がサポーター養成研修を行う際の講師の養成、更には下から2

つ目の二重丸、企業等による婚活支援の活性 化を図るコーディネーターの設置等を行うも のです。

次に75ページを御覧ください。

上から2番目の地域の子育てコミュニティづくり推進事業費842万8千円でございます。

この事業は、社会全体で子育てを応援する 機運を高めるため、男性の子育て参画を促す 取組などを総合的に実施するものです。

具体的には、1つ目の二重丸にありますように、NPO法人とともにファザーリング全国フォーラムを開催し、男性の子育て参画、働き方の見直し、子供のために仕事を休める企業経営の推進についての議論を深めてまいります。

伊東こども・家庭支援課長 説明申し上げま す。資料の90ページをお開きください。

1番上の児童養護施設整備事業費1,34 0万7千円でございます。

この事業は、入所児童の安全で安心な暮ら しを確保するため、児童養護施設の大規模修 繕を行う社会福祉法人に対して補助するもの です。

平成29年度は、別府市の児童養護施設1 か所の整備を予定しております。

高橋障害福祉課長 続きまして、100ページをお開きください。

1番上の障がい者福祉施設整備事業費4, 478万6千円でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人に対して補助するものです。

29年度は、国東市のグループホーム1か 所の創設、日田市の生活介護事業所1か所の 増築を予定しております。

次に1番下の障がい者工賃向上計画推進事業費1,665万7千円でございます。

この事業は、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス事業所等の工賃向上を図るものです。

具体的には、1つ目の二重丸にありますよ うに、これまでの共同受注事務局における大 量受注や新規受注への対応等の取組に加えまして、2つ目の二重丸にありますように、農業分野に参入している障害福祉サービス事業所に対し、農業に関する専門家であるアグリ就労アドバイザーを派遣し、農産物の生産や加工に係る技術指導、販路拡大等を支援いたします。

次に102ページをお開きください。

1番上の全国障害者芸術・文化祭開催準備 事業費1,976万8千円でございます。

この事業は、平成30年度に本県で国民文 化祭と一体的に開催する全国障害者芸術・文 化祭の機運の醸成と、県内の障がい者の芸術 活動に関して裾野拡大を図るものでございま す。

具体的には、1つ目の二重丸、1番上のポツにありますように、1年前のプレイベントとしまして、特別展やダンスステージ等を開催するほか、2つ目の二重丸では、障がい者福祉施設職員向けのセミナーの開催を通じた人材育成を、3つ目の二重丸では、施設等に有識者を派遣し、芸術性の高い展示作品等の発掘調査を行います。

二日市こども未来課長 債務負担行為について、説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

事項欄の8おおいた子育でほっとクーポン活用事業について債務負担行為を設定するものであり、期間の欄にありますとおり、29年度から31年度にかけて、右側の限度額欄のとおり、3,810万4千円を限度額とするものです。

今回の債務負担行為ですが、クーポンの有 効期限を3年間としておりますことから、そ の期間内にクーポンが全て使用された場合の 額を計上しています。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 御質疑、御意見はありませんか。

森委員 こども未来課のほっとクーポンの関係で、74ページ、おおいた子育てほっとクーポン活用事業費に関してですけども、これは27年度から始まったこの事業の件で、そ

れぞれの市町村においてそれぞれの特徴を持った取組も行われていると思うんですけども、 実際のクーポンの使用状況について、どういうふうに把握されているのか。年度ごとの、 例えば使用の状況というか率とか、今の状況と課題がどういうことであるかというのを把握されていれば、教えてください。

二日市こども未来課長 ほっとクーポンの使用状況について御質問いただきました。

29年2月支払分まで集計したものが手元にございますが、累計では、今27年度と28年度に発行したクーポンと、それから27年度に未就学のお子さんの分、ほっとクーポンプラスというのをお配りしたものを合わせまして、合計で48%の使用、発行した額に対して半分の方が使われています。課題といたしましては、ほっとクーポンプラスは、す27年に発行しましたので、29年度末で使用期限が来るということで、今、クーポンプラスの方が60%近くの使用を頂いているんですけれども、残りの4割を皆さんが有効に活用していただけるように、広報、あるいは市町村を通じて呼び掛けなどに力を入れてまいりたいと考えております。

森委員 ありがとうございました。いろんな ところで、このほっとクーポンに関しては、 例えば市議会議員レベルでもいろんな相談と いうか、使いづらいというか、どこで使って いいか分からない、それぞれいろんな市で問 合せがあっているようです。実際私も、プラ スの方も、両方手元にはあるんですけれども、 インフルエンザの予防接種とかそういうこと に活用しているんですが、やはり全部使って いるかというと、そのまま期限が来てしまい そうな部分もありますので、私自身も積極的 なそういうところの広報というか、皆さんに 知っていただくような活動は個人としてもし ていきたいと思うんですけれども、もうちょ っと、やっぱり使いづらい部分の課題という のをしつかり認識させて、皆さんが100% に近づけるように努力していただきたいと思 います。

守永委員 37ページの地域服薬健康相談事業費に関してなんですけれども、これが薬剤師に対して資質向上研修を行うよということと併せて、お薬健康相談事業で無薬局地域を中心にというふうにあるんですけれども、県下の薬剤師は大分市にかなり集中はしているんだと思うんですけども、存在、居住の状況も含めて、不足している地域というのはどういう状況なんだろうかということと、あと、そういった地域にどういう形で服薬指導を展開していくのか、教えていただきたいと思います。

芦刈薬務室長 今、全県下には薬局が約55 0ございます。ここでいう無薬局地域という のは、対象者が高齢者とか在宅療養中の方で すので、お近くのサロン等に行かれたときに、 基本的にこの事業の中では、自宅から1キロ、 お年寄りが歩いていくのかちょっと難しい距 離におきまして、やっぱり診療所からもらっ た薬についてまた、ちょっと診療に行けない とかドクターに聞きづらいとか、そういった 困り事に対応するためにアウトリーチ型でサ ロンに出向いて、一般的な薬の服薬指導であ り、在宅なんかで地域医療に出ている薬剤師 がお話を実際にお聞きすると、やっぱり飲み 残しとか飲み忘れが多くて、かなりそういっ たものがたまっているとか、また多剤投与で あるとか、サプリメント等の飲み合わせとか がありますので、そういったところをしっか り指導して、必要に応じて受診勧奨に他職種 と連携してつなげていくというふうな取組で ございます。

それと、この手法でございますけれども、 今考えております5事業の組立ての中では、 市の社協さんであるとか地域包括さんである とか、そういったところを通じまして申込み をしていただいて、可能な限り出向いていっ てやると。多分、今、中津の北部保健所で同 じような事業を実施、最近始めたところなん ですけれども、非常に評判でございまして、 できる限り地域に出向いて、そういった薬剤 師職を活用した地域の薬局とともにやってい きたいというふうに考えております。

守永委員 ありがとうございます。服薬指導 というのは、実際に健康を維持するという意 味では大変重要なことだと思いますし、県下 全域で、病院そのものも近くにないというと ころもあれば、当然、薬局もないというケー スもあるでしょうから、そういったところで きちんと処方された薬を飲めるように指導し ていくという体制を是非構築していただけれ ばと思いますし、最近の新聞記事で、抗生物 質の抵抗性起因の問題で、抗生物質を処方す る側もむやみやたらに処方しないということ と併せて、服薬するに当たっては、きちんと 処方された分だけ飲み干すということも抵抗 性起因対策としては重要だというふうな報道 もありましたので、そういったことも周知を 図ることが必要でしょうから、そういったこ とを地域の窓口、健康の窓口としては保健所 もあるわけですから、自治体機能も効果的に 使っていただいて、展開していただければと 思います。一応、要望ということで。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 委員外議員さんは。

衛藤委員外議員 102ページ、全国障害者芸術・文化祭開催準備事業費、障害者芸術・文化祭に関してなんですけども、二重丸の3番目で、芸術性の高い作品の発掘調査事業費で36万7千円という形で計上されております。今回の障害者芸術・文化祭が、これから障がい者の方たちが、芸術という生活の糧を得る1つのきっかけになればというように強く思っております。

その中で、この発掘調査というのは非常に 大切だと思いますし、去年が愛知でありまし て、愛知では、大村知事が熱心にやられてい て、企業なんかに声をかけて、障がい者のア ートをティッシュの箱のデザインに使っても らったりとか、あとクリアファイルに使って もらったりとか、場所によっては工事現場の 壁に使ってもらったりとか、そういう形でき ちんと芸術で食べやすいような環境づくりを きちんとやっていて、そこの肝になるのがこの発掘事業費だと思っています。若干、36万7千円というのはちょっと寂しい印象を受けますし、今後こちらの部分をしっかりと力を注いでいっていければなというように思う次第です。この辺の実態がどうなっているのか、今どういう形で取り組んでいらっしゃるのかというのが質問の1つ目です。

もう1つが、障がい者芸術というと参加する方、創造活動をしたりとか、演劇とか芸術とかをやったりとか、絵を描いたりとかという印象が強いんですけれども、もう1個は、障がい者の方が鑑賞する立場で入るというところがあるというふうに思います。例えば、ころがあるというふうに思文化祭にもきちんととませていただきたいなと思うので、そこはととなので、そこはというとはいただきないで、そこはしっかりと働きかけをしていただきたいらところが1つ。この辺の鑑賞の整備づくりについて今どういうふうにお考えなのかというのをもう1つお願いします。

3番目が、104ページの障がい者スポーツ振興事業費と、国際車いすマラソン大会開催事業費についてなんですけれども、毎年、大分でパラ陸上というイベントがあっていて、国際基準の大会なんですよね、ドームでやっている。今年は5月6日にあるみたいですけど、たまたま私それに参加する機会があっけど、たまたま社それに参加する機会があっていた。大銀ドームでそういった国際大会、4万人入る会場に数十人ぐらいしか人が入っていなくて、非常に寂しくて、同じ国際大会である車いすマラソンとのこの圧倒的な違いに、非常にこの差を強く感じた次第でございます。

県も、後援では入っていらっしゃると思う んですけれども、こういった部分のサポート 体制というのはどのようにお考えなのかとい うのを、以上、3点お伺いいたします。

高橋障害福祉課長 まず、障害者芸術・文化 祭の関係、1点目の発掘調査事業の実態とい うことでございます。 この事業につきましては昨年度から開始をしておりまして、目的といたしましては、やはり今展示作品展を開催しておりまいというの事業所に埋もれているんじゃないかというのが1番発想のもとになっております。そういった方々に、やはりこの30年に開催かれる障害者芸術・文化祭にいろんな形で差していたおりますので、委員おっした形でのがもとのがもというのは最終的にはそこに行けれる時というふうには思っておりません。

愛知のお話がございましたけれども、うちもこれまで、機会がたまたまではあるんですけども、そういうクリアファイルに使うとか、何かの冊子の面にデザインを使わせてもらうとか、そういうのをその都度その都度お願いしたり等はしてきておりますけども、明らかにそれでお金を差し上げてデザイン料を差し上げてというような形での取組まではまだ進んでいないような状況でございます。

芸術・文化祭が非常にいい機会だと思っておりますので、そういう先進的な取組をされているところの実態もいろいろお聞きもしておりますので、そういう方法ができないかなということでは考えていこうと思っております

それと、2点目の鑑賞方法のお話でございます

議員おっしゃるとおり、いろんな鑑賞の仕方がございまして、視覚障がい者の方で手で触るような絵画とかもありますし、匂いのするようなものもありますし、視覚障がい者、それから聴覚障がい者の方には当然、絵画等字幕が出ますし、この全国大会を機に、そういったものを広めていきたなというふうに思っております。実際には今、30年度の実施計画案は関係者を入れて議論をしておりまして、その中でそういった視覚障がい者、聴覚

障がい者も楽しめるようなそういった展示等、 あるいは当事者に参加していただくというよ うな試みも案として入れていこうということ で今検討しているところでございます。

それから、3つ目のパラ陸上の件でございます。

おっしゃるとおり、確かに観客は非常に少 のうございます。パラ陸上が始まったのは最 近といいますか、大分県の廣道選手が中心に 始めているものですから、どうしても大分県 の方が中心というような形にはなるんですけ れども、我々、障害者体育協会を県として持 っておりまして、このパラ陸上の運営につい ては、協賛というだけではなくて、実際に当 日の運営には我々も関わって今やっていると ころでございます。陸上の競技種目がある程 度限られるということと、それに参加する選 手数も相当限られているというのが実態でご ざいまして、その辺の底辺の拡大がやはり課 題かなというふうに思っております。そうい った意味でも、地域でのスポーツ活動を支援 していくようなそういった取組もしておりま すので、車いすマラソンに限らず、障がい者 スポーツを小さい頃から地域で活動できるよ うなそういった取組も今から始めたいという ふうに思っております。

衛藤委員外議員 ありがとうございます。先ほどの発掘調査のところは、目利きをする人によって違うと思います。今やっている人がどうこうというわけではないんですけれども、非常に専門性の高い目利きの方を是非アレンジして、いい作品が発掘できるように努めていただければ幸いでございます。

パラ陸上、おっしゃるとおりだと思います し、ただ、車いすマラソンで、ああいう形で 大会を成長させていった歴史が大分にはある と思いますので、そういったノウハウの歴史 展開的な部分も、またパラ陸上に伝えていけ る部分があったら、是非伝えていっていただ ければとお願いする次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

衞藤委員長 私から1つあって、二日市課長

さんに教えてもらいたいんですが、ほっとクーポンは、どこに申請するんでしょうか、そういう希望者がいた場合は。

二日市こども未来課長 ほっとクーポンは、 現在は出生届を出されたときに市町村の窓口 などで……

衞藤委員長 もらえるということですか。

二日市こども未来課長 そうですね。その場でもらえる市町村と、後日、郵送などする市町村とはございますが、出生届で差し上げるようになっています。

衞藤委員長 そうすると、27年、28年に 出生した人もいいと書いてありますが、これ はどうなるんですか。

二日市こども未来課長 この事業が27年度 から始まっておりまして、27年度に生まれた子供さんが3歳になるまで使えるんです。29年度に生まれたお子さんも3歳になるまで31年度まで使えるということの債務負担 行為です。

衞藤委員長 その27年度に生まれたけど知らなかったと、それで今知ったと。クーポンを今からもらいに行くということはできるんですか。

二日市こども未来課長 27年度に生まれた お子さんには、その出生届の時点で差し上げ ているか、後日郵送したりで、お渡しはして いるはずなんです。ひょっとすると、どこか になおし込んでうっかりしているという方は いらっしゃるかもしれません。

衞藤委員長 分かりました。

ほかに御質疑等もないので、これより、先 ほど審査しました生活環境部関係部分と併せ て採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと、決定いたしました。

次に、第3号議案平成29年度大分県母子

父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執 行部の説明を求めます。

伊東こども・家庭支援課長 福祉保健部予算 概要の後ろの方、119ページをお開きくだ さい。

第3号議案平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、説明申し上げます。

この事業は、母子・父子家庭等に対し、生活の安定と自立促進を図るため、修学資金など計12種類の資金を無利子又は低利子で貸し付けるもので、歳入、歳出ともにそれぞれ1億6,671万3千円を計上しております。まず、歳入につきましては、左端の項・目欄の2繰越金の1繰越金9,325万円と、その下3諸収入のうち、貸付け世帯からの償

還金に当たります1貸付金元利収入6,69

次の120ページをお開きください。

9万6千円が主なものでございます。

歳出についてですが、母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、右側の事業概要欄にありますように、ひとり親家庭等に対し、必要な貸付けを行うための貸付金1億6,029万4千円が主なものでございます。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決 することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

次に、第22号議案公立大学法人大分県看 護科学大学が徴収する料金の上限の変更の認 可について、執行部の説明を求めます。

廣瀬医療政策課長 委員会資料の2ページを お開きください。

第22号議案公立大学法人大分県立看護科 学大学が徴収する料金の上限の変更の認可に ついて説明申し上げます。

まず、1の概要ですけれども、県立看護科学大学の入学料の区分を変更することについて、同大学から申請があったため、議会の議決を求めるものです。

次に、2の区分変更の背景でございます。 現在、入学料には県内者と県外者の区分が ありますけれども、看護科学大学では、過去 に4年間、県内に居住していたにも関わらず、 県外に本籍がたまたまあったために、入学料 の区分が県外者扱いとなった事例がございま した。

九州各県の公立大学では、本籍要件を課している大学は、私どもの看護科学大学と当県の芸術文化短期大学のみとなっており、県内居住期間の要件についても本県のみが3年以上となっています。

こうしたことから、今回、芸術文化短期大学と同時に県内者の要件の見直しを行いまして、他大学と均衡を図ることで、県内外からの学生募集における競争力を確保したいと考えているものです。

3の変更内容につきましては、①の変更のポイントに記載しているように、3点変更をさせていただきたいと考えています。1点目は本籍要件の削除、2点目は本人の県内居住期間要件の新設1年以上、3点目は扶養者に関する県内居住期間要件の短縮、3年以上でしたものを1年以上とさせていただきます。そして、②の新旧対照表の右欄「新」のとおり、規定をさせていただきたいと考えております。

4の適用時期につきましては、議決後速やかに認可し、平成29年6月に開始予定の平成30年度の学生募集から適用することとしております。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決

することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案大分県がん対策推進条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤内健康づくり支援課長 同じ資料の3ページをお開きください。

第23号議案大分県がん対策推進条例の一 部改正について、御説明申し上げます。

1の条例の概要でございますが、がん対策 に関し、県の責務、市町村、医療機関、県民 等の役割を明らかにし、適切ながんに係る医 療施策の基本的な事項を定めたものです。

2の改正の理由についてですが、がん対策 基本法の一部を改正する法律が施行されまし たことから、関係条例の規定を整備するもの です。

次に、3の改正の内容についてですが、が ん対策基本法の一部改正により、都道府県が ん対策推進計画を規定する条文が条ずれした ことから、条例の規定の整備を行うものでご ざいます。

施行期日は、公布の日となっております。 **衞藤委員長** 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案大分県安心こども基金 条例の一部改正について及び第27号議案大 分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正に ついて、一括して執行部の説明を求めます。

前田福祉保健企画課長 同じ資料の4ページ を御覧ください。

第24号議案及び第27号議案について、

一括して説明申し上げます。

1の条例の概要ですが、第24号議案は、 大分県安心こども基金について、第27号議 案は大分県自殺予防対策強化基金について、 それぞれの設置及び管理に関し、必要な事項 を定めたものでございます。

2の改正の理由ですが、いずれも、国が基 金事業の終期を1年間延長することから、所 要の改正を行うものでございます。

具体的には、3の改正内容のとおり、条例の終期を第24号議案は平成31年6月30日まで、第27号議案は平成30年12月31日まで延長するものです。

4の施行期日は、いずれも公布の日からとしています。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第24号議案大分県安心こども基金 条例の一部改正について、本案は原案のとお り可決すべきものと決することに、御異議あ りませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案大分県自殺予防対策強 化基金条例の一部改正について、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決することに、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について及び第26号議案指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 続きまして5ページをお 開きください。

第25号議案指定障害福祉サービスの事業 に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例等の一部改正 についてなど2議案について、一括して説明 申し上げます。

1 改正理由ですが、就労継続支援A型及び 放課後等デイサービスについては、近年、不 適切な支援を行っている事例が散見されてい ることから、その運用の見直しを図るべきと して、国の指定基準省令等が改正されたこと に伴いまして、今回、関係条例について同様 の改正を行うものです。

改正する条例は、2の左に掲げる3つの条 例でございます。

(1)、(2)の条例に共通する改正となりますが、就労継続支援A型の運用の見直しとして、1つ目は、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を新たに義務づけします。

2つ目は、賃金及び工賃については、生産 活動に係る事業収入から支払うことを明確に 規定するものです。

3つ目は、事業者が定める運営規程に関する規定の整備に伴いまして、条例においても同様の整備を行うものです。

次に、(3)の条例では、放課後等デイサービスの運用の見直しとして、1つ目は、配置すべき従業者を、従来の指導員又は保育士から児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者といたしまして、その半数以上を児童指導員又は保育士とする人員配置基準の見直しを行います。

2つ目は、事業者に対し、事業内容に関する情報の提供と、保護者による評価を含むサービス内容の質の評価及び改善の内容の公表というのを新たに義務づけするものです。

3施行期日は、いずれも本年4月1日としております。

ただし、2の(3)の①については、1年 の経過措置期間を設けることとしております。 **衞藤委員長** 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

平岩委員 今説明された不適切な支援という のが具体的にどういうものがあるのかなとい うことと、それから、障がいを持つ子供たち の放課後デイサービスがここ数年、物すごい 数で広がっているなというふうに思うんです ね。支援学校なんか行くと、朝来るときのバ スは一杯なんだけど、帰りはみんなそういう ところの車が迎えに来て、みんな送っていっ てくれるので、バスはそんなに、利用者が少 ないというようなこともありますし、とても 支援が必要な、配慮してあげないとどういう 個性なのかと分からないと、すごくアプロー チしにくいお子さんがとてもたくさんいる中 で、私こんなにたくさんできて大丈夫なのか なと正直ずっと思ってきたんです。それで、 この指導員というふうになる人たちが、少な くともそういう子供に対する学習とか、そう いう経験があるとか、そういうことも資格と して持たれているのかな。何か、軽自動車が 学校に横付けされて、そこに子供が帰ってき たときにぽんと乗って「お帰り」と言ってさ っと連れていくというのを見掛けたりすると、 事故があったら恐ろしいなと正直なところ思 ったりするものですから、老婆心であればい いんですけれど、ちょっとそこら辺を、私も 放課後デイサービスについて詳しく今知らな いので、教えていただきたいと思います。

高橋障害福祉課長 まず、1点目の不適切な支援の実例ですけれども、A型におきましては、作業をしなければいけないんですけれども、特に、何も作業させない状態のところですね。ただ単にそこにいるだけで作業訓練をさせないような事業所があるということとか、あるいは放課後等デイサービスにつきましては、単にテレビを見させるだけ、DVDを見せているだけということで、教育、療育を全くやらないというような実態があるというふうに聞いております。

それと、2点目、指導員の資格のお話ですけれども、現在の指導員というのは特に資格はございませんで、新たに設ける児童指導員

というスタッフにつきましては、社会福祉士であるとか精神保健福祉士、あるいは学校の先生、また大学で社会学や教育学、心理学をやった方、あるいは2年以上、児童福祉事業に従事した方、こういった方々を児童指導員の任用資格として考えておりますので、今までそういう資格が全くなくて対応していた方が新たにそういう資格を必要とするという新たな改正内容になっております。

平岩委員 ありがとうございました。資格が あってもなくても、心がある人かない人かと いうのがまず第1に来ると思うんですけど、 それでも、やっぱり私が聞く範囲でもレベル がみんな違うなと。これ選べとなったら、親 はやっぱりこのレベルが高いところにやりた いよなと思ったりするくらい、本当にランク がいろいろあるなというふうに思いますし、 すごい資格を持っている人たちは勤める時間 が短いですから、短期の中でそんなにここに は就職したいと思わないだろうな。そうする と、やっぱりパート的な人たちがたくさん入 っていって、だから、それはしようがないか もしれないけど、とにかく事故とかあったら 恐ろしいなと私いつも車で回っているのを見 ながら思うものですから、またそういうとこ ろもしっかり見ていっていただきたいと思い ます。要望です。

衞藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第25号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第26号議案指定通所支援の事業に 係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部改正について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

次に、請願の審査を行います。

継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、継続請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、継続請願23大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて及び継続請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出についての4つについては、それぞれ関連がありますので、一括して、執行部の説明を求めます。

幸国保医療室長 お手元の継続請願文書表の 7ページをお開きください。

請願24国民健康保険療養費等国庫負担金 の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出 に関する請願について、御説明申し上げます。

前回の委員会でも御説明いたしましたが、 国は、子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置を見直す方向で検討しておりました。 その結果、全ての市町村が未就学児を対象に 何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する 観点から、平成30年度より、未就学児を対象とする医療費助成については、減額措置を 行わないとされたところです。

なお、国からは、今回の見直しにより生じた財源については、更なる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てるよう通知されております。

全国知事会においては、国の見直し方針について一定の前進と評価しつつも、引き続き、年齢に関わらず減額調整措置を廃止するよう要望していくこととされています。

二日市こども未来課長 子ども医療費助成制

度にかかる継続請願8番、9番、23番、お手元の資料では1ページ、2ページ、それと6ページにわたります。一括して御説明申し上げます。

子どもの医療制度の在り方等に関する検討 会から始まりました国における議論につきま しては、国保医療室長の説明のとおり、未就 学児までに限った国保の減額措置廃止という 結論に至りました。

子ども医療費の助成による経済的負担の軽減は重要な取組の1つですが、今議会において知事の答弁にもありましたとおり、県としては、新たな医療費助成の拡大ではなく、まずは小児医療体制や病児保育の充実、待機児童の早期解消、保育の質の向上など、総合的な子育て環境の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、子ども医療費は本来国が少子化対策 推進の中で、全国一律の制度設計を行うべき ものであり、これについては県も要望を続け てまいります。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 別にないようですので、これより各請願の取扱いについて、協議いたします。 各請願の取扱いについて、御意見はありませんか。

井上副委員長 これまで国の動向を見極めようということで継続にしてきたという経緯があるわけですが、ただいま説明を頂きました。また、本会議での知事答弁ということもあったわけですけども、国は未就学児の医療費助成については国庫負担金減額のペナルティーをなくすということですけど、ペナルティー廃止による財源で医療費助成の拡充に使用しないよう求めているということというのが国の方針のようですね。

あと、県としても医療体制の充実が先ということで、一般質問でも出たんですけど、中 津市の例を出しながら、非常に小児科医が不 足しているということで、そちらをしっかり しないとということでありましたね。実は、 日田市でもそうでありますし、県下でもそう いう傾向があると思います。

あと、通院まで拡充するということ、これまたコンビニ受診というかちょっと言葉が悪いんですけど、そういう問題点もあるというようなこともありました。一応、国、県の考えとか今の医療体制の実態ということもある程度明らかになったので、8番、9番、23番については採決を行ってはどうかと思います。

あと、24番については、未就学児分についてペナルティーがなくなったというのは小中学生は残っているということで、国の財政状況の問題などいろいろありますので、24番については、引き続き動向を見て継続ではどうかと思います。

衞藤委員長 今御意見がありました。ほかに 御意見はありませんでしょうか。

平岩委員 私は紹介議員ですので、採択してほしいなと思いながら、ずっと継続でしかこの委員会ではしようがないなと思ってきまっしたけれども、皆さんがそういうふうにおっしたらそれは採決せざるを得ないのかもしれないけど、私としては採択を目指した継続でやっていただきたかったし、今望していくということでしたから、8番についますが。衛藤委員長 それでは、今平岩委員から継続の御意見が出ました。

まず、継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、継続についてお諮りします。

本請願を、継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衞藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願8は、後ほど採決いたします。

次に、継続請願9大分県での子ども医療費 助成制度の拡充を求めることについて、継続 についてお諮りします。

本請願を、継続審査とすることに、賛成の 委員は挙手願います。

[賛成者举手]

衞藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願9は、後ほど採決いたします。

続いて、継続請願23大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて、継続についてお諮りします。

本請願を、継続審査とすることに、賛成の 委員は、挙手願います。

[賛成者举手]

衞藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願23は、後ほど採決いたします。

次に、継続請願24国民健康保険療養費等 国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意 見書の提出について、継続についてお諮りし ます。

本請願は、継続審査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、継続請願2 4は継続審査とすることに決定いたしました。 それでは、先ほど、採決することとした各 請願について、採決を行います。

まず、継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに、 賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者举手〕

衞藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願8は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願9大分県での子ども医療費 助成制度の拡充を求めることについて、採決 します。

本請願は、採択すべきものと決することに、 賛成の委員は、挙手願います。 〔賛成者挙手〕

衞藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願9は不採択すべきものと決定いたしました。

続いて、継続請願23大分県「子ども医療 費助成事業」における小・中学生の「通院」 まで拡充を求めることについて、採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに 賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衞藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願23は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願26精神障がい者に対する公共 交通機関の運賃割引の適用を求める意見書の 提出について、執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 お手元緑色の請願文書表の1ページをお開きください。

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引は、各交通事業者の自主的判断により行われているもので、これまで順次、身体障がい者、知的障がい者に適用されてきました。

精神障がい者への運賃割引については、全 国的な広がりがある中、大分県では適用され ておりません。

県では毎年度、大分県バス協会及び大分県 タクシー協会に精神障がい者の家族会である 大分県精神保健福祉会とともに要望を行って きました。

また、JR九州に対しては、九州各県及び 政令市が共同で要望を行っているところでご ざいます。

このような中、バス運賃につきましては、 3月10日の嶋議員の御質問に部長が答弁したとおり、30年4月の県内全社一斉導入に向け検討が始まったところでございます。

精神障がい者への適用は、その自立と社会 参加を促進するため、極めて重要なことと考 えております。

衞藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 この精神障がい者に対する公共交

通機関の運賃割引についてこれまで認められてこなかったというのが、ほかの障がいのある方々の割引制度と、この精神障がい者に対する割引のありようとのどこが違うから認められてこなかったかという部分を、説明していただければと思います。

高橋障害福祉課長 どこが違うかと言いますと、先ほど説明いたしましたように、身体障がい者から順番に運賃割引という制度が導入されてきております。それは、法律ができて障がい者としての認定ができた順番に身体、それから知的という形での運賃割引の適用がされてきたと認識をしております。

精神障がい者については、他の障がいと違うというわけではなく、一番最後に、3 障がいの中では最後に障がい者の認定がされてきた結果が今この形にあるのかなと思っております。

先ほど説明したとおり、あくまでも運賃割引については各交通事業者の実績判断というのが大前提となっておりますので、各事業者側のそのときそのときでの判断で導入が済まされてきたんだろうというふうに認識しております。

守永委員 すみません、障がいということに 対する認知度が低いからこういう質問になっ てしまうのかもしれないんですけれども、精 神障がいの方々に対しては、障害手帳という のは今発行されているんですかね。その障害 手帳のあるなしが交通の運賃の割引と結び付 いているものなのかどうか、その辺を教えて いただきたいと思います。

高橋障害福祉課長 精神保健福祉手帳という ものがございます。割引制度との関連で申し 上げますと、他県の状況からすると割引の際 に手帳を提示するという形で使用されており ますので、手帳の提示を条件に割引をすると いうような、他県の状況としてはそういう使 い方をされているというふうに聞いておりま す。

守永委員 あとは、交通事業者さんに実質的 な負担がかかっていくということになるんだ ろうと思いますし、逆にその割引制度があれば利用者が増えるという側面もあるのかなという気もしますので、この適用そのものを認める以前に、そういったどういうふうに経済効果が出現するのかというものも大きく影響してくると思うんですが、その辺の観点からの状況把握なりはされている状況はあるでしょうか。

高橋障害福祉課長 委員のおっしゃるとおり、 私どももそのように考えております。ですから、確かに導入に際しては、乗っている方の 運賃分が半額になるという部あるのであればれてなると思いますが、割引があるのしゃると思いますが、割引があるのした。 新たに乗ろうという方も当然いらっした。 を思いますし、これまで、例えば御家族のが車で一緒に移動されていたのを、じゃいうが増えるというな場合は、付添いの方の人数が増えるというな場合は、付添いの方の人数が増えるというな場合は、そういった観点からすると、利用者数の増という部分も確かにあるというふうに認識をしております。

ただ、実際どうなるかというのはいろんな、例えば大分市内の都市部と地方とか、あるいはバス路線が要するにあるところ、バス路線使える方の対象者がどれぐらいいるのかとか、そういったかなり細かいところまで見ないと、正確な数字はなかなか出にくいのかなとは思っております。

大分市さんにも協力を頂いて、そしてアンケート調査も実施はしたんですけども、お聞きした範囲で言いますと、人数的には倍以上ぐらいにはなるのかなというふうなアンケートはありましたけれども、あくまでも一部の話ですので、全体的に、だからバス事業者さんに収益減にはなりませんよというところまではやはり言えないのかなというふうに思っております。

守永委員 ありがとうございます。 衞藤委員長 いいですか。ほかに。 委員外議員さんはありませんね。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかにないようですので、本請

願については、採決したいと思いますが、よ ろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、これより、 請願26について、採決いたします。

なお、本請願については、総務企画委員会にも関係がありますので、合議をいたしました結果、「採択すべき」との回答がありましたことを申し添えます。

本請願は、採択すべきものと決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 御異議がないので、本請願は採択すべきものと、決定いたしました。

ただいま、本委員会の発議をもって、意見 書案を提出することに決定いたしました。

事務局は、案を配付してください。

〔事務局が意見書案を配付〕

衞藤委員長 それでは、案を事務局に朗読させます。

[事務局朗読]

衞藤委員長 この案に、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 別にないようですので、細部に ついては、委員長に御一任いただきたいと思 いますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 それでは、そのようにさせてい ただきます。

また、作成した意見書案は、29日の本会 議最終日に提出したいと思いますが、よろし いでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

衞藤委員長 それでは、そのようにいたします。

これで請願の審査を終わります。

以上で、付託案件の審査は終わりました。 これで、予定の案件は終わりましたが、こ の際、何かありませんか。

近藤委員 先般、高齢者福祉課に調査を依頼 しておりました由布市の介護保険の件につき まして、よかったらこの場で回答をお願いし たいと思いますけども。

清末高齢者福祉課長 3月半ばに由布市の社協から、今の状態がどうなっているかという書類の提出がありました。116人の利用者に対して、1番多かったのが介護利用計画書に対ける本人の署名捺印が漏れているというところがありました。こういう報告を受けましたので、これについて今度、由布市の社協の事業所に由布市さんと一緒に確認の調査に入りたいと思っております。その結果、それが認められれば、ちゃんとした所定の指導をしていきたいと考えております。

近藤委員 書類の不備があったというだけで、 理事会も開かないまま突然閉鎖をしているんですね。だから、利用者が1番困っているんですよね。地元の温泉に入りながら、本当に良いサービスを受けていたのが、突然、庄内へ行けというふうに言われたらしいで、何のためのデイサービスか分からないといううな非常に不満の声が上がっています。だからな非常に不満の声が上がっています。だからな非常に不満で突然閉鎖をする理由もないと思うんですよね。だから、しっかりと指導的な、監督する立場でもあるわけですから、調査をして、また報告をお願いいてする。

衞藤委員長 要望でいいですか。

近藤委員 はい。

森委員 今日、部局からの諸般の報告である かなとは思ったのですけどないようなので。

先日、戸高議員が予算特別委員会の中で資料請求をしたときに、県民健康意識行動調査報告書がこの3月に作成されたということで、今日は委員会最後の日ですので、この内容について、概要書が今後できればお見せいただきたいと。厚くて、要約がないものですから、教えていただきたいなと。非常に細かい調査が行われて、各自治体の状況とかもよく分かる非常に手の込んだ資料だと思っております。この件について、今後どのように取り扱っていくかも含めて教えていただきたいと思います。

でございます。

これは、県内2万人の県民を対象に健康調 査をした結果をまとめたものでございます。 これに基づいて市町村の健康課題を明確にし ようということでまとめたものでございます けれども、概要としましては、例えば別府で あれば肺がんの受診率が1番低いといったこ と。あるいは、杵築市であれば自分の歯が全 部残っている方の割合が低いと。あるいは、 日出町であれば塩分摂取量が非常に低いとい ったような特徴が上がってきております。そ れを、市町村別にもう少しお話をさせていた だければ、国東、あるいは姫島、あるいは臼 杵、あるいは津久見では少し肥満体質が多い といったようなこと。それから、由布市であ れば定期的な運動をしている人の割合が低い といったこと。それから、佐伯であればがん 検診の受診率が低いといったこと。それから、 豊後大野であれば少し肥満が多いとかいった ようなことが概要としては言えるかなという ふうに考えております。

これを、調査票をもとに、保健所を拠点と してその健康課題に対する解決に向けた事業 を今日説明させていただいたように、地域の 健康課題対策推進事業ということで29年度 の事業として組立てさせていただいたところ でございます。この事業を進めることによっ て、健康課題の解決を図っていきたいという ふうに考えているところでございます。

衞藤委員長 いいですか。ほかに。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 委員外議員さんは。

[「なし」と言う者あり]

衞藤委員長 ほかにないようですので、これ をもちまして福祉保健部関係の審査を終わり ますが、ここで一言私からお礼を申し上げま す。

[衞藤委員長挨拶]

[草野福祉保健部長挨拶]

衞藤委員長 ありがとうございました。

せっかくですので、今年度末で御勇退され

前田福祉保健企画課長 この報告書について │ る荒木室長から一言いただきたいと思います。 [荒木監査指導室長挨拶]

衞藤委員長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして福祉保健部関 係の審査を終わります。

大変ありがとうございました。執行部はお 疲れさまでした。

[福祉保健部、委員外議員退室]

衞藤委員長 このメンバーでの委員会はこれ で最後になりますが、この際、ほかに御意見 は何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衞藤委員長 別にないようですので、本日の 委員会がこのメンバーによる最後の委員会で ありますので、委員長として一言御挨拶を申 し上げたいと思います。

〔衞藤委員長挨拶〕

衞藤委員長 これをもちまして福祉保健生活 環境委員会を終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。ありがと うございました。